

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
1	入札説明書	15	30	サ(ア) (イ)	追加投資等の取り扱い	(ア)では追加投資の対象部分は貴県の所有物となり、(イ)では新規投資、改修、追加投資の対象部分は事業者の保有資産となる旨が記載されていますが、上記のような資産の所有者を決定する際の基準をご教示ください。	実際の投資対象や内容を踏まえての判断となりますが、「運営権の対象となる施設・設備・備品等」の補修、更新、入替等については基本的に「運営権の対象となる施設・設備・備品等」に対する追加投資となり、「運営権の対象となる施設・設備・備品等」以外の施設等に対する追加投資については、当該追加投資の結果、当該投資対象物が運営権対象施設に付合等しない限り、「事業者の保有資産等(備品等含む)」に対する追加投資となることを想定しています。
2	入札説明書	16	15	サ(ウ)	追加投資等の取り扱い	「大規模修繕では…区分することとします」との記載がありますが、大規模修繕に区分される修繕が発生した場合、その費用は貴県にご負担いただける認識でよろしいでしょうか。	事業者が適切に日常のメンテナンスを行ったことを前提に大規模修繕に区分される修繕が発生した場合の費用は、県が負担します。事業契約書(案)第79条第2項をご参照ください。
3	入札説明書	24	1	ア	個別対話	2023年12月1日(金)から2023年12月27日(水)の期間に個別対話申込及び質問受付期間が含まれるということですが、個別対話申込及び質問受付の具体的な締切日や個別対話の日程はいつ頃どのように決定されるのか教示願います。	参加表明のあった応募企業、応募グループのうち、参加資格を満たす応募企業、応募グループと、個別対話の日程調整を行います。現時点で県は、12月8日までを個別対話の申込、個別対話の質問締切、12月9日以降を個別対話とするスケジュールと想定しています。参加表明の受付締め切りは、2023年11月24日となっていますが、個別対話の日程調整を行うことから、余裕を持っての参加表明書の提出をお願いします。
4	入札説明書	24	1	ア	個別対話	個別対話は複数回の開催が予定されていますが、2023年12月1日(金)から2023年12月27日(水)の期間内に複数回実施されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。想定の日程は、No.3を参照ください。
5	入札説明書	29	27	(8)イ	特別目的会社の設立等	特別目的会社(SPC)の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。また、事業期間中の登記変更(例えば本施設が完成した後に本事業用地に登記)についてもお認め頂けますでしょうか。	特別目的会社の所在地を本事業用地として登記することは可能です。また、事業期間中の登記変更について事前の県の承諾は要しませんが、履歴事項全部証明書の内容が変更された場合には、事業契約書第90条第1項に従い、変更後の写しを県に提出する必要があることにご留意ください。
6	入札説明書	32	7	4	リスク分担の考え方	「拠点運用が想定を超えて長期化した場合」と記載がございますが、長期化の基準は特定事業契約第74条第5項に定めのある「2年以上」ということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	8	4	エ(ア)	現神明公園のコンセプトの継承	「数量については、現神明公園のコンセプトを継承し、機能を従前同様発揮できれば制限を設けない」とありますが、機能を従前同様発揮できるとする基準はありますか。	機能については、現神明公園の機能を必要最低限満たしていることが必須となります。なお、数量については制限は設けておりません。
8	要求水準書	9	3	4.事業スキーム	サービス購入料	施設の設計及び建設に係るサービス購入料には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメントフィー及びエージェントフィー等)、及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書	9	3	4.事業スキーム	県の運営費用負担等	運営負担金は、消費税を加えた金額が支払われますでしょうか。例えば、収支計画(税抜)でご提案した、ある年度の負担額が10の場合、貴県からは11が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	9	3	4.事業スキーム	県の運営費用負担等	事業者が提案した各年度の運営負担額は、物価変動に基づき毎年度改定され、物価改定の結果、その時点での総額が上限額を名目上超えるケースが生じても構わないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答	
		頁	行	項目				
11	要求水準書	9	3	4.事業スキーム	県の運営費用負担等	運営負担額は、維持管理・運営段階における運営、維持管理、統括マネジメントの業務費用、支払金利等にSPCの利益相当額(法人税含む)を加えた総額から、利用料金収入等を減じた残額について、30億円を上限としてお支払いいただける考えてよろしいでしょうか。例えば、当該総額が10で当該収入等が3の場合、7が充当されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
12	要求水準書	9	3	4.事業スキーム	税の表記	記載されている設計・建設費等上限182億円、運営費用上限32億円、総計214億円、は税込み・税抜きどちらでしょうか。	税込みとなります。	
13	要求水準書	9	22	(2)エ	「特定事業に連携した業務」の基準	任意事業は「特定事業に連携した業務」とありますが、何が任意事業に当たるのか明確な基準はありますでしょうか。	明確な基準はありません。 例えば、都市公園法第2条第2項の政令で定める施設等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待される事業となります。ただし、拠点運用時において、各部隊のベースキャンプ、広域物資輸送拠点等の活動を阻害しない範囲であれば、県との協議により設備、施設の常設を認めることを想定しています。 また、VORTACの誤差に影響があると想定される場合は、限界値以内であることの確認が必要です。	
14	要求水準書	10	5	(3)事業者に対するインセンティブ	最低還元率	事業者の提案した比率に基づき、その超過額の一部を県に還元することを想定しているとの事ですが、最低還元率はありますか。	最低還元率はありません。	
15	要求水準書	11	18	(1)	設計業務	「申請・届出について、一部県が行うものがある」との記載がありますが、県が行う申請と届出の具体的な内容をご教示願います。	例えば、都市公園法による豊山町への設置管理許可申請や新川流域雨水浸透阻害行為の許可申請を想定しています。	
16	要求水準書	12		図表 2-2 設計及び建設業務における事業者の工事範囲	-	什器・備品調達・設置業務	図表2-2より、防災公園(西側)・防災公園(東側)・神明公園における「平場(園路含む)」及び「インフラ」では、建設業務②工事監理業務以外は一切業務は無いという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、インフラ設備の接続など協議の上、合理的な範囲において県が負担をします。
17	要求水準書	12		図表 2-2 設計及び建設業務における事業者の工事範囲	-	建設及びその関連業務における事業者の工事範囲	防災公園(西側)及び防災公園(東側)で「インフラ」は事業者の工事範囲となっています。 確認ですが、道路等に新たに引込整備するインフラ(電気・都市ガス・上下水道等)は事業者負担ではなく、道路等から防災公園(西側)及び防災公園(東側)に引き込むインフラ工事のみが事業者負担という理解でよろしいでしょうか(屋内運動施設及び公園管理事務所へのインフラ引込工事は事業者負担であると認識しています)。	お見込みのとおりです。なお、公園エリアの管理事務所、屋内運動施設の建物周囲2m内におけるインフラ整備は事業者が行うこととなります。
18	要求水準書	12		図表 2-2 設計及び建設業務における事業者の工事範囲	-	建設及びその関連業務における事業者の工事範囲	神明公園で「インフラ」は事業者の工事範囲とはなっていません。 確認ですが、道路等に新たに引き込むインフラ工事及び道路等から神明公園に引き込むインフラ工事共に事業者負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。ただし、インフラ設備の接続などは協議によります。
19	要求水準書	12		図表 2-2 設計及び建設業務における事業者の工事範囲	-	建設及びその関連業務における事業者の工事範囲	確認となりますが、平場(園路含む)及びインフラ(平場内)は運営権の設定対象外という理解でよろしいでしょうか。	平場(園路含む)およびインフラ(平場内)も運営権の設定対象となります。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
20	要求水準書	14	12	6①	用地買収業務への調整及び協力内容	「①用地買収」に関して想定している事業者の調整・協力業務とはどういったものでしょうか。	要求水準書に定める事業用地引渡し計画に基づき、事業者が工事計画を定めます。県と事業者は、工事計画の変更対応等、協議調整を図ることを想定しています。
21	要求水準書	15	3	8(2)	事業期間	「運営権存続期間は25年を超えることはできないものとする。」との記載がありますが、25年を超える事業者の運営継続の可能性は全くないということでしょうか。	従業員の待遇について、第5、第6、第7の各業務の要求水準を満たしていただくことを想定しておりますが、運営維持管理期間最長25年を超える場合における事業者の従業員の待遇まで、現時点では個別で想定はしていません。
22	要求水準書	15	4	8(2)	運営維持管理期間を25年とした理由	SPCで従業員を雇用をしている場合は期間終了後、従業員は解雇となり、身分の保障等はありませんが、運営維持管理を最長25年としていることはどういった理由からでしょうか。	用地引渡し、工事進捗等の遅延により、防災拠点の開業時期が遅れる場合でも、遅延する期間分は運営維持管理期間が短くなるということではなく、一定の運用期間(最長25年)を確保するという意図です。
23	要求水準書	15	4	8(2)	事業期間終了後の従業員の処遇	事業期間終了後の従業員の処遇に関して、県の方針・想定はありますでしょうか。	現時点で、事業期間終了後における従業員の処遇について、方針を持ってはおりません。先行事例を含め、今後協議して参りたいと考えています。
24	要求水準書	19	24	11(1)	神明公園エリアにおける事業用地使用料	使用料の負担は事業者の提案に基づき、最終的には豊山町の条例によって定めるとありますが、現状の豊山町都市公園条例別表(第9条関係)には興業を行う場合は1平方メートル1月につき260円とあります。こちらを使用料の基準とすべき単価と考えてよろしいでしょうか。	現神明公園の平常時と同様の運営とする場合は、豊山町都市公園条例の規定に基づく使用料は免除となりますが、収益等が発生する事業を行う場合は、公園管理者(豊山町)と別途協議が必要となり、使用料の納付は事業者が負担する必要があります。また、使用料単価は行為ごとに異なるため、神明公園において行われるすべての行為が1平方メートル1月につき260円の単価となるわけではありません。豊山町都市公園条例別表(第9条関係)中の使用区分を参考にしてください。
25	要求水準書	19	29	11(1)	神明公園エリアにおける事業用地使用料	「許可に関する詳細及び使用料の負担等については、事業者からの提案に基づき」との記載がありますが、事業者の提案とはどういうことでしょうか。	豊山町に設置許可を申請する理由等を意味しています。なお、現神明公園の代替機能として従前同様の機能か、代替を超える部分を設けるのか等を事業者の提案に委ねております。現神明公園における代替機能とは、現神明公園内に存在するプレイロット、健康器具、駐車場、トイレ等を指し、各施設の機能を従前同様発揮できれば良く、その数量に制限を設けておりません。
26	要求水準書	19	30	11(2)	事業用地引渡しに関する計画の開示時期	「県は事業契約締結後に事業用地引渡しに関する計画を定める」となっていますが、当該計画は事業契約締結前に定めてご提示頂きたく存じます。	用地取得状況等の用地引渡しに関する情報は、適時守秘義務資料等で提供させていただきます。
27	要求水準書	20	23	13	損害賠償・保険への加入	パススルー業務に関しては、SPCが保険に加入せずとも、業務受託者が保険へ加入することで足りると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書	21	1	(2)	事業者の保有資産等	「事業者の保有する資産(備品等を含む)」とは、運営権設定の対象外の投資資産という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書	21	9	14(3)	「大規模修繕」の定義	「大規模修繕では、日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議のうえ実施する。」とあります。また、「大規模修繕」を定義されていますが、具体的にはどういった内容を想定されていますでしょうか。	例えば、空調機を日常的に点検・清掃を行い、実績が認められた場合で一件あたり250万円を超えるような修繕費用が発生した場合は、県と協議のうえ大規模修繕と判断します。
30	要求水準書	22	29	ア(イ)	「年度業務計画」、「報告書」の提出時期	個別業務の責任者が作成する年度業務計画は、年度初めの30日前、報告書は年度6月末の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書	22	32	(イ)	年度管理計画書の記載項目	年度管理計画書のフォームがあればご共有いただけないでしょうか。或いは必須記載事項をご教示ください。	特に指定のフォーマットは用意しておりません。県と協議のうえ、対象業務の状況が適切に把握できる必須記載事項をご報告ください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
32	要求水準書	22	35	(イ)	業務の詳細	年度管理計画書の提出は、「毎年6月まで」との記載がありますが、会計監査完了を前提としているとの理解でよろしいでしょうか。	年度管理計画書の提出は、必ずしも会計監査の完了を前提としてはおりません。
33	要求水準書	23	1	(イ)	業務の詳細	年度業務計画書及び年度業務報告書のフォームがあれば共有いただけないでしょうか。或いは必須記載事項をご教示ください。	特に指定のフォーマットは用意しておりません。県と協議のうえ、対象業務の状況が適切に把握できる必須記載事項をご報告ください。
34	要求水準書	23	7	イ(イ)	任意事業の会計区分	任意事業の会計は、経費・人件費も含めて他の業務と区分するのでしょうか。	お見込みのとおりです、区分してください。
35	要求水準書	23	11	イ(イ)	文書等の整理・保存・管理	受領及び作成した文書等の整理・保存・管理について、紙文書ではなく電子データとして整理・保存・管理することも認められるという理解でよろしいでしょうか。同様に各種台帳も電子データとして保管することも認められるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書	23	14	イ(イ)	各種台帳の取扱い	「施設台帳・公園台帳・設備台帳・備品台帳」の整備は、事業者で行い、年度ごとの棚卸は貴県が行われるのでしょうか。	棚卸の詳細が不明ですが、台帳の情報整理等について県は実施しません。
37	要求水準書	23	15	(イ)	総務・経理業務	各種台帳のフォームがあれば共有いただけないでしょうか。或いは必須記載事項をご教示ください。	特に指定のフォーマットは用意しておりません。県と協議のうえ、対象業務の状況が適切に把握できる必須記載事項をご報告ください。
38	要求水準書	23	32	エ(イ)	ガバナンスの構築体制・手法の決定手続き	ガバナンスの構築体制、手法については事業者が提案を行い、貴県と協議の上で決定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書	26	3	カ	豊山町賑わい施設・避難所等について	豊山町の計画はいつ・どのような形で提供いただけるのでしょうか。	現在お示しできるのは豊山町 避難所・賑わい施設 基本コンセプト(案) となっております。 https://www.town.toyoyama.lg.jp/chosei/yakuba-annai/1001327/1005487.html 豊山町避難所・賑わい施設に関する説明会が開催される際には下記HPに掲載されますので 参考にしてください。 https://www.town.toyoyama.lg.jp/chosei/yakuba-annai/1001327/index.html
40	要求水準書	27	1	(1)シ	SDGsへの対応	「愛知県SDGs未来都市計画」を先導する施設」とする記述の趣旨は、建設段階における環境への配慮、運営維持管理段階における環境への配慮、もしくはそれら両方という理解でよろしいでしょうか。	建設段階における環境への配慮、運営維持管理段階における環境への配慮も含まれますが、「愛知県SDGs未来都市計画」に示された、経済面、社会面、環境面のいずれかの取組を先導する施設を意味しています。
41	要求水準書	28	9	(ア)	計画地の条件	防災公園(西側)の調整池も2025年6月末に事業者者に引渡しでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書	28	9	イ(ア)	大山川調節池に係る区域	「大山川洪水調整池に係る区域以外は2025年6月末に、大山川洪水調整池に係る区域においては2025年9月末までに、それぞれ事業者者に引き渡す」との記述があります。守秘義務資料では調節池工事の仮設計画図が示されていないため、「大山川調節池に係る区域」を推定することはできません。区域を推定できる資料の提供をお願いします。	現時点で仮設計画図がないためお示しすることはできません。工事発注後、適宜仮設計画図等必要な情報は、提供いたします。
43	要求水準書	28	10	イ(ア)	県の事業者への協力内容(計画地引渡し)	「県は計画地引き渡しまでの間事業者者に協力する」との記載は、具体的にはどのような協力でしょうか。計画地引き渡しは、貴県の責任範囲ですので、協力するのは貴県でなく事業者であるものと認識しています。	計画地引渡しにおける県が事業者に対して行う協力とは、事業者の工事計画等を踏まえ、計画地の段階的な事業者への引き渡しや造成計画の見直しなどを想定しています。
44	要求水準書	29	-	図表4-2	空港周辺における建物等設置の制限	空港周辺における建築物等を建てる場合には、「空港周辺周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要がある」と記載されていますが、詳細についてご教示願います。	名古屋空港周辺において制限表面の規制があります。詳細は、 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/0000005875.html#shousai を確認ください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
45	要求水準書	29	(イ)	インフラ条件	ガス引込	屋内運動施設については中圧ガスでの計画が必須ではなく、LPGでの計画も可と考えてよろしいでしょうか。	平常運用時においてLPGを活用した計画も可能ですが、拠点運用時における防災拠点で求められる機能を果たすため、屋内運動施設は1週間の連続運転が可能な発電能力を確保することとしており、自家発での屋内運動施設への給電についてご留意ください。
46	要求水準書	29	(イ)	インフラ条件	ガス引込	公園管理事務所については中圧ガスでの計画が必須ではなく、LPGでの計画も可と考えてよろしいでしょうか。	平常運用時においてLPGでの計画も可能ですが、拠点運用時における防災拠点全体で求められる機能についてご留意ください。
47	要求水準書	29	図表 4-2 計画地の 条件	-	県の事業者への協力内容(町道)	町道について「県は全面供用開始までの間、事業者に協力する」との記述があります。こちらの「協力」とはどういったことを想定されていますでしょうか。具体性が見えないため確認させてください。	県と事業者は、工事計画の変更対応等、協議調整を図ることを想定しています。
48	要求水準書	30	5	(ウ)	文化財の調査範囲	埋蔵文化財の調査範囲は守秘義務資料参照のことでありますが、調査範囲は守秘義務資料の「9.埋蔵文化財」中の1～3迄記載された範囲のみであって、救助訓練棟、街区消火訓練施設、多目的広場(1)(2)、管理事務所の範囲は範囲外でしょうか。	守秘義務資料は8月1日時点での情報であり、今後の埋蔵文化財の調査範囲を限定するものではございません。
49	要求水準書	30	9	イ(ウ)	事業者の県への協力内容(埋蔵文化財調査・不発弾)	事業者が行う「埋蔵文化財調査や不発弾調査」への協力とは、具体的にどのような協力でしょうか。	設計図面の提供や埋蔵文化財や不発弾調査の状況に応じて、建設工事の計画等を見直して頂くことを想定しています。
50	要求水準書	30	16	(ウ)	文化財の調査範囲	文化財保護法第94条第1項に基づく手続き及びそれに伴う愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室との協議は貴県にて行い、事業者は貴県に協力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書	30	21	イ(ウ)	不発弾調査の費用負担	貴県が実施する不発弾調査の調査対象エリアとは別に、事業者が必要と認めて県と協議のうえ実施する調査費用は、貴県に負担していただきたく存じます。	埋蔵文化財調査対象範囲外については、事業者が必要と認める場合は、協議のうえ事業者が不発弾調査を行うものとします。一方で、埋蔵文化財の調査範囲も不発弾調査の対象範囲となることから、事業者負担となる範囲は、任意事業を行う場所等、一定程度限定されると推測しております。
52	要求水準書	30	-	-	図表4-3インフラ条件	下水道(雨水)及び下水道(汚水)の内容・スケジュールにおいて共に「2026年4月の防災拠点供用開始時期において、・・・」と記載があります。これは2026年4月は間違いで正しくは2027年4月という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	要求水準書	31	1	イ(ウ)	不発弾が発見された場合の協力内容	「なお、不発弾が発見された場合は県の協力を求めることができる。」との記載がありますが、具体的に想定している協力内容とは、例えばどのようなものでしょうか。	処理に係る関係機関の調整等を想定しています。
54	要求水準書	39	13	ウ	県が調達する什器・備品	「県が調達する什器・備品については守秘義務資料にて示す。」とありますが、これは守秘義務資料「5-1.設備、什器・備品リスト」に記載されているものが全てという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書	38	24	(エ)	空港ゲートの設置予定場所	災害用空港ゲートを設置する予定場所をご教示願います。	守秘義務資料追加資料の中でお示しします。
56	要求水準書	38	24	(エ)	空港ゲートの設置予定場所の確定時期	災害用空港ゲートを設置する予定場所が確定していない場合は、いつ頃確定する予定なのかご教示願います。	現在ゲート設計中であり、その予定場所については守秘義務資料追加資料の中でお示しします。
57	要求水準書	38	24	(エ)	空港ゲート新設に伴う対応	新設される災害用空港ゲートの警備員配置等の警備業務は、貴県で対応されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
58	要求水準書	39	30	エ(ア)	在来種の仕様	「植栽には在来種を使用することができる」との記述が追加されましたが、この記述の追加はどのような趣旨でしょうか。	昨年度の公告において「植栽にはできるだけ在来種を使用することが望ましい。」としておりましたが、在来種の使用は必須としないという趣旨になります。
59	要求水準書	40	9	(イ)	VORTACに関する事項	貴県が策定した防災拠点の基本計画の配置・建物高さ等を踏襲して事業者が計画した場合において、国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行った結果、設計・計画の修正を求められた場合、その修正等費用については、貴県にて負担して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書	40	16	オ-(イ)	電波障害シミュレーション実施の必要性	防災公園の多目的広場(1)(2)へスタンド、バックネット、防球ネット、ナイター照明等を設置する場合は、電波障害シミュレーションを実施することが必要となりますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
61	要求水準書	42	29	(キ)	トイレ計画	「災害トイレを6000人分が14日間確保できるよう、設計・計画すること。なお、整備は県にて実施する」とあります。事業者の業務は拠点運用時の災害トイレを設置するスペースの確保で、常設、仮設、組み立て等、トイレの形態問わずに、電源等の設備が必要な場合も含め、災害トイレの整備はすべて貴県が実施するため、これらは事業者の業務範囲外との整理でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、災害用トイレの整備は県で実施します。なお、設計においては各施設のトイレを活用した簡易トイレ(凝固剤により廃棄)等の手法等、コストやライフライン途絶時での使用等を考慮いただき、協議していくことを想定しています。
62	要求水準書	43	30	オ(コ)	タウンバスに関する要望	現時点で、豊山町や豊山町タウンバスによる、タウンバス停留所の配置等の具体的な要望の内容がありましたらご教示ください。	現時点で配置などの要望はありません。愛知県基幹的広域防災拠点整備及び豊山町の開発エリアによる公園の利用形態の変化を考慮した配置の検討をお願いします。
63	要求水準書	43	30	オ(コ)	タウンバスの配置箇所	現状の停留所は、現神明公園北側に配置されていますが、北側以外の場所に停留所を配置することも可能でしょうか。	提案は可能です。ただし決定には、豊山町やタウンバス運行事業者等との協議や豊山町地域公共交通会議に諮る必要があります。
64	要求水準書	43	30	オ(コ)	タウンバスの設置箇所数	タウンバスの停留所の設置箇所は、1箇所でもよろしいのでしょうか。	基本1か所を想定しております。また、ご提案いただいた配置、数等については、豊山町やタウンバス運行事業者等との協議や豊山町地域公共交通会議に諮ったうえで決定されます。
65	要求水準書	45	8	ア(ウ)b	「受注者」表記の意義	要求水準(案)の全文を通じて、この箇所だけが、「事業者」でなく「受注者」と表記している意図をご教示ください。	事業者に読み替えて差し支えありません。
66	要求水準書	44	20	(4)ア(ア)	施設・諸室の提案に対する要望	「本書で示した各施設・諸室のほかにも、利用ターゲットや需要動向を勘案した事業者から各施設・諸室の設置を提案することも可能とする。県は、事業者のノウハウや創意を生かした積極的な提案に期待している。」との記述が追加されましたが、貴県として特に期待する提案領域などがあればご教示ください。	進化し持続する防災協働社会の形成という理念に基づき提案していただくことを期待しています。
67	要求水準書	47	21	(ア)	SCU	「拠点運用時にはSCUを設置するため、コンテンツを移動できる仕様とする」とありますが、すべてのコンテンツを移動するのではなく、SCUの活動に必要な200床分の面積を確保できればよく、移動したコンテンツはSCU資機材倉庫に格納するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、2階についてもSCU指揮所、DMAT打合せ室等で使用するスペースを設けることにご留意ください。
68	要求水準書	48	1	(ア)(イ)	利便設備	防災公園エリアにおいて、公園管理事務所や屋内運動施設・多目的広場(1)(2)の内部・外周部に拠点運用時の妨げにならぬようにコインロッカー等の利便設備を配置する提案は可能でしょうか。また、可能な場合、このコインロッカー等による収益は任意事業に区分されることになるのでしょうか。	防災公園エリアでは、県に設置管理許可を申請頂き、許可された範囲内で設置することは可能です。これらの収益は、任意事業に区分します。なお、神明公園エリアは豊山町への設置管理許可を申請頂くこととなります。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
69	要求水準書	48	31	イ(エ)	バーベキュー炉の扱い	「現神明公園における代替機能とは、現神明公園内に存在するプレイロッド、健康器具、駐車場、トイレ等を指し」とありますが、現神明公園に存するデイキャンプ場(バーベキュー炉8基)は、上記記述内の「現神明公園内に存在する」各設備には含まれない理解でよろしいでしょうか。例えば、デイキャンプ場(バーベキュー炉)を設置しない、また、現状と同程度のバーベキュー炉を設置し有料とすること等は認められるのでしょうか。	現神明公園に存するデイキャンプ場(バーベキュー炉8基)は、代替機能を有する施設に含まれるという認識です。後段について、機能増強を行い付加価値を付け利用料金を徴収することは県としては妨げませんが、豊山町との協議が必要です。
70	要求水準書	49	-	ウ(イ)	防災公園(西側)エリアの想定範囲	「防災公園(西側)エリアでは、屋内運動施設(約9,500㎡)の他に、トラック一時待機所、トラックバース、物資積替えスペース、通路を含め、約3.7haのスペースを確保。」とあります。3.7haのスペースの想定範囲を配置図上にお示しください。	愛知県基幹的広域防災拠点の整備についてお示したエリアで約3.7haを想定しています。範囲は、要求水準において拠点運用時に求められる機能を踏まえ、ご提案ください。
71	要求水準書	49	-	(イ)	豊山町が整備を予定している賑わい施設等との連携	「屋内運動施設を、スポーツの試合や各種イベントの開催などマルチに活用できるよう整備するとともに、豊山町が整備を予定している賑わい施設・避難所(アリーナ)等との連携ができるように整備すること。」との記述があります。「豊山町が整備を予定している賑わい施設・避難所(アリーナ)」の整備計画の内容は未定ですが、道路の接続等の連携をお考えでしょうか。貴県の想定がありましたらお示しください。	県は、道路の接続等は想定していません。例えば、平常運用時における屋内運動施設で実施するイベント(防災啓発・スポーツイベント等)と賑わい施設との連携を想定しております。
72	要求水準書	50	12	(イ)	物資テント(仮設)	「物資テントについては・・・選定すること」とありますが、物資テントの調達には、事業者の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書	52	6	エ(ア)a	教室の利用用途	「消防学校と調整の上、教室を会議室として開放することができる。この場合、県は、防災・減災に関する研修教室での避難生活を想定した避難所体験に加え、企業の研修スペースや防災ビジネスに関するイベントスペース等の利用を想定している。」との記述があります。確認となりますが、教室の利用用途は、防災・減災関連や防災ビジネス関連以外も可能という理解でよろしいでしょうか(例えばスポーツ関連等)。	管理・教育棟の各会議室は、基本的に防災・減災に関する利用用途を想定していますが、それ以外の用途にも利用することが可能です。
74	要求水準書	51	-	表4-12	TEC-FORCE活動拠点	表4-12では、拠点運用時のTEC-FORCEの活動必要面積は0.5ha(駐車場)であり、TEC-FORCEベースキャンプは神明公園エリアの駐車場を活用することが想定されていることから、TEC-FORCEの活動場所は神明公園エリアの駐車場のみであるという理解でよろしいでしょうか。※1_要求水準書80頁「(二)神明公園エリア:プレイロッド」の記載ではプレイロッドもTEC-FORCEベースキャンプとして利用すると記載があったため質問しています。	あくまでも想定であり、駐車場に限定する意図はございません。
75	要求水準書	51	-	図表4-12	「装備資機材保管庫」の条件	「※警察「装備資機材等保管庫」は多目的広場(1)または多目的広場(2)で確保すること」とありますが、「装備資機材等保管庫」の規模、特殊仕様と要望があればご教示願います。	具体的には、死体袋(エンバーミング用機材含む)29,000人分として約600㎡及び災害時遺失物保管用として約100㎡の保管庫を要望されています。
76	要求水準書	53	1	b	防災無線用アンテナ等	貴県自治センターの代替機能確保のための防災無線用アンテナ等は整備される場合、これに関する費用は貴県にて負担して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	自衛隊やDMAT等が持ち込む衛星通信設備用として外部(屋上等)までの電源を確保することを事業者に求めています。衛星通信設備に伴う整備については事業の対象外です。
77	要求水準書	53	30	b	災害情報センター室との通信確保	「防災拠点と災害情報センター室とも通信を確保すること」とあります。これは貴県が整備される次世代高度情報通信ネットワークとは別の通信を確保する必要があるということでしょうか。必要がある場合は、その整備費の負担先を教示願います。負担先が事業者である場合は、具体的な仕様等を教示願います。	県で別途整備する次世代高度情報通信ネットワークの他に、通常のインターネット回線において災害情報センターと情報のやりとり(web会議、動画、画像共有含む)が可能であれば良く、特別な配線、機器設置を求めるものではありません。詳細の仕様については、基本協定締結後速やかに県と協議する想定です。
78	要求水準書	55	1	(イ)	宿泊棟の土足・上履き	宿泊棟のホール・寮室等を土足とするのか上履きとするのかは事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
79	要求水準書	56	13	エ(イ)	宿泊棟平常運用時の機能及び性能	「消防職員等の、、教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一般利用者に開放することができるものとする」とありますが、開放の範囲と対象、期間等の想定があればご教示願います。	消防職員等の消防教育及び県内消防本部の教養訓練で使用しない場合の開放の範囲と対象、期間についての制限は想定しておりませんが、開放の範囲等は消防学校の教育訓練日程によりますので、詳細は当該年度の教育訓練日程等が決定されたのち、協議によって定めるものと想定しています。
80	要求水準書	61		-	天井高の想定	「研修・訓練スペース」は、平常運用時は「天井高を高めを設定すること」とありますが、具体的な天井の高さの数値、もしくは想定されている用途をお示しください。	県民、企業、NPO、ボランティア団体主催の社員研修(これらは主に座学)や訓練での使用を想定しており、一般的な会議室を想定しております。例として、壁にモニターを多数設置することなどを想定しています。
81	要求水準書	61		-	防災拠点の県側組織体制	防災拠点に配置される貴県職員について、現時点で結構ですので想定されている組織体制をご教示ください。配置される人数(常駐者・非常駐者のそれぞれの人数)・勤務時間もご教示頂ければと思います。	配置人数については現時点で確定したものではありませんが、平常時における防災教育・啓発、拠点運用時における初動対応・指揮が十分に執ることができるだけの県職員(責任者含む)の常駐を想定しております。なお、勤務時間は県職員同等になることを想定しています。(県職員の勤務時間は週38時間45分)
82	要求水準書	61		-	県職員の勤務場所	防災拠点に配置される貴県職員(校長室・教職員を活用すると想定される校長・教職員等消防学校の教育機能に係る貴県職員を除く)は全員、教育棟事務室で勤務されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書	61		-	事業者との折衝担当職員の勤務場所	事業者との協議・打合せ等の貴県側の窓口を務める貴県職員は、教育棟事務室で勤務される貴県職員の方という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書	62		エ(ウ)c	SPC職員の勤務場所	教育棟事務室は、貴県職員以外に展示案内や研修等を行うSPC職員等(アルバイト・ボランティア等含む)も同室で勤務することが可能でしょうか。それとも貴県職員用事務室とSPC職員等要事務室を分離して設置する必要がありますのでしょうか。	事務室を分離する必要はありません。
85	要求水準書	62	9	エ(ウ)	c諸室の機能及び性能に関する要求事項	「事務室、講師控室において、拠点運用時にDMAT打合せ・医師休憩室・DMAT等宿泊スペースを74名分以上確保すること」とありますが、「建築基本構想」に提示した事務室、講師控室の広さは74名分以上確保が困難です。研修・訓練スペースと防災学習・多目的スペースと資機材倉庫を合わせ：74名×5=370名を確保としてもよろしいでしょうか。	DMAT打合せ・医師休憩室・DMAT等宿泊スペース各74人分を、研修・訓練スペース、防災学習・多目的スペース、資機材倉庫、事務室、講師控室を合わせ確保してください。拠点運用時における各スペースの配分は提案でお示しください。
86	要求水準書	62	14	(エ)a	車庫の要求水準	「車庫の前面には長さ2m以上の軒(又は庇)を設置すること。」との記述がありますが、車庫の出入り口から奥行き2m以上の軒(又は庇)を設置することが要求水準でしょうか。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書	63	5	(エ)a	車庫の屋根の意義	「車庫の屋根と、軒(又は庇)それぞれにおいて、同時に最大100名の消防職員等が安全に訓練を実施できる構造とすること。」との記述がありますが、「車庫の屋根」とは屋内の屋根裏と屋根の上のいずれを指しているのでしょうか。	「車庫の屋根」は、屋根の上を指しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
88	要求水準書	63	5	(エ)a	車庫を活用した訓練	「車庫の屋根と、軒(又は庇)それぞれにおいて、同時に最大100名の消防職員等が安全に訓練を実施できる構造とすること。」との記述がありますが、想定されている訓練の種類と、各訓練に必要な設備の詳細・数量をお示し願います。	消防職員等が地上から屋根まではしごを使用して昇降訓練や、屋根上からはしごを使用して要救助者を地上に救助する訓練を想定しています。 必要な設備は、以下を要求水準とします。 ・訓練でロープ等を結び付けるための丸環を軒(又は庇)に複数個設置すること。 ・訓練の準備のため、ロープによる昇降とは別手段で、内部からはしご等を使用することなく容易に軒(又は庇)に到達できる構造とすること。 なお、本訓練は必ずしも車庫で実施する必要があるものではないため、車庫での機能確保が困難な場合、複合訓練等、救助訓練棟等の別の訓練施設内で同様のロープ昇降訓練が可能な機能を確保することも可能とします。
89	要求水準書	63	11	(エ)a	柱の条件等	「軒(又は庇)には強度補強のための柱を設置しない構造とすること。」との記述がありますが、設計上必要な荷重、箇所、条件をご教示願います。	記述の意図は、柱が車両の入出庫の支障にならないためです。 必要な条件としては、消防職員等100人が同時に乗ることが可能で安全に訓練を実施できることが条件です。 なお、消防職員等は訓練時には特別な器材等を装備し訓練することも想定しています(防火衣、空気呼吸器等)。
90	要求水準書	63	13	(エ)a	丸環の条件等	屋外については、「訓練時にロープを結びつけるため、上記能を確保する軒又は庇の適切な位置、高さに直径15cm程度の金属製の丸環を複数個所設置すること。」との記述がありますが、設計必要な箇所数、有効高さ等の情報をご教示願います。 また、屋内の丸環も同じ要求でしょうか。	県は、丸環の設置位置を2m間隔程度、有効高さは1.3m程度(概ね腰高から胸高の間)と想定しています。なお、屋内への設置は想定していません。
91	要求水準書	64	(オ)c	複合訓練施設 要求事項	ボイラーを使用したスチーム	スチームの噴霧のみで50℃60%程度の環境を作ることは困難と考えます(50℃90%程度になると予想されます。)が、スチーム噴霧のみの計画と考えてよろしいでしょうか。	ボイラー等を使用し、温度50℃・湿度60%程度の環境を作り出すようお願いいたします。なお、個別に温度と湿度を設定できるものは、認めます。
92	要求水準書	64	c 諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	—	排煙除去装置の条件	複合訓練施設の排煙除去装置について、具体的な能力、仕様の条件設定をしていただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。各法令に従い条件の設定をお願いいたします。
93	要求水準書	65	-	c	実火災訓練監視室1階	平常運用時の無線カメラについて以下の理解でよいか確認願います。 ・独立したカメラシステムとして整備する必要がある。 ・録画は常時録画ではなく訓練実施の様子のみを録画する。 ・同室に上記カメラ映像を映すモニターの設置が必要であり、モニター仕様は事業者提案による。	お見込みのとおりです。
94	要求水準書	65	-	-	ボンベ充填室	「ボンベの充填及び保管が出来るようにすること。」とありますが、保管予定のボンベのサイズ・数量等の仕様を教示願います。	ボンベは、現在県消防学校で使用しているボンベ(8L容器、縦58cm(そく止弁含む)、横17cm程度の円筒形)と同等品を300本程度保管することを想定しています。
95	要求水準書	65	(オ)c	複合訓練施設 要求事項	煙を無害化して排煙する設備	燃焼実験室上部の「煙を無害化して排煙する設備」と実火災訓練室ほかの「排煙除去可能」な設備は同一の設備と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	要求水準書	65	(オ)c	複合訓練施設 要求事項	煙を無害化して排煙する設備	複合訓練施設の煙を無害化して排煙する設備について、必要風量(換気回数、面積当たりの単位風量等)をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。各法令に従い条件の設定をお願いいたします。
97	要求水準書	70	27	エ(キ)	街区消火訓練場	「防火水槽1基及び消火栓を2箇所以上は設置すること」とありますが、防火水槽の容量をご教示願います。	消防庁告示第7号消防水利の基準における常設時の貯水量に基づき、防火水槽は40立方メートルとしてください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
98	要求水準書	71	2	エ(ク)	水難救助訓練場	「集団で利用する学生用の更衣室を設置するとともに、個室シャワーを設置すること」とありますが、男女別の想定人数をご教示願います。	水難救助訓練場は、一度に最大で100名程度(水難救助科)の使用を想定しております。男女別の割合は、宿泊棟寮室及び浴室等において求めている割合を参考としてください。 また、参考に、県・市の現行の消防学校の規模を示します。 県消防学校:男子更衣室 収容人数30名、シャワー台数7台、女子更衣室 収容人数15名、シャワー台数4台 市消防学校:男子更衣室 収容人数約10名、個室更衣スペース(カーテンで間仕切り)×2、シャワー台数2台、 女子更衣室 収容人数約10名、個室更衣スペース(カーテンで間仕切り)×2、シャワー台数1台
99	要求水準書	71	13	a	水難救助訓練場	「開放することができるものとする」とありますが、事業者が第三者へ貸出し利用料金を徴収する事業や、事業者が自らイベント等で利用し事業を行うことは可能という理解でよろしいでしょうか。また、この場合の事業内容は、防災ビジネスやスポーツ等各種イベント以外の事業も提案により実施可能という理解でよろしいでしょうか。(震災訓練場及び土砂災害訓練場についても同様の質問となります)	お見込みのとおりです。
100	要求水準書	71	20	エ(ケ)	震災訓練場	震災訓練場の必要広さは「施設建築概要リスト」の記載した500㎡程度でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	要求水準書	71	23	(ケ)a	安全性の確認を行う主体	「ただし、安全上支障がなければ既製品を組み合わせて利用することができる。」との記述がありますが、安全性の確認を行う主体とその時期はいつとなりますでしょうか。	安全性の確認を行う主体は、事業者となります。時期については、実施設計完了時に確認します。
102	要求水準書	71	30	エ(コ)	土砂災害訓練場	土砂災害訓練場の必要広さは「施設建築概要リスト」に記載された195㎡程度でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	要求水準書	73	5	(サ)a	訓練施設周辺の舗装	「訓練施設周辺は、消防車両が訓練で繰り返し使用しても支障とならないよう、耐久性を備えたコンクリート舗装とすること。」との記述がありますが、耐久性を備え、繰り返し使用の支障とならない半たわみ舗装の提案可能でしょうか。 キャタピラ車両の仕様がないため、千葉消防学校と同じく、工期短縮、イニシャル・ランニングコストの縮減に優れる半たわみ舗装の提案を検討しています。	事業者の提案に委ねます。
104	要求水準書	72	14	(サ)a	200mトラックの仕様	200mトラックのレーン数にご想定がありましたら、ご教示願います。	提案・協議により決めていきます。
105	要求水準書	72	14	(サ)a	200mトラックの仕様	ゴムチップウレタン舗装を導入する場合、中型車両もしくは大型車両が乗り入れると、舗装面が数センチ変形する可能性があります。放水訓練における大型車両侵入の旨の記載もあります。屋外訓練場の耐荷重のご要求に対しては部分的にクリアできませんが、よろしいでしょうか。	ゴムチップ舗装の変形については一定許容しますが、要求水準は満足してください。
106	要求水準書	72	19	エ(サ)	屋外訓練場	「学生が消防活動訓練、救助活動訓練、、大きさとして、2.9haの面積を確保すること」とありますが、2.9haの想定範囲を図示していただいでよろしいでしょうか。	愛知県基幹的広域防災拠点の整備についてお示したエリアで2.9haを想定しています。平常運用時においては、一例として県で実施する消防操法大会で使用できることも想定しており、直近の操法大会のレイアウトについては守秘義務資料でお示しします。なお、範囲は、事業者の提案に委ねます。
107	要求水準書	74	5	(ス)a	室内テニスの利用予定	「テニスコートとして利用する場合、公式室内テニスコートの仕様とする。面数は1面以上とし、照明装置は公式戦が開催可能な照度を確保すること。」との記述がありますが、現状開催が想定される室内テニスの公式戦・大会がありましたら、ご教示願います。	現状、開催の予定はありませんが、今後予定される可能性があります。
108	要求水準書	73	6	エ(サ)	屋外訓練場	「訓練施設周辺は、、、耐久性を備えたコンクリート舗装とすること」とありますが、施設の周辺想定範囲をご教示願います。	水難救助訓練施設を除く訓練施設は、周囲を幅20mのコンクリート舗装で囲ってください(物理的に不可能な箇所は除く)。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
109	要求水準書	73	10	エ(サ)	屋外訓練場	「大型車両(約400台)の一時集結場所」とありますが、大型車のサイズと重量をご教示願います。	緊急消防援助隊の救助工作車相当として、(全長13m+道路幅員5.5m)×全幅3.8m、車両総重量は約15tを参考としてください。
110	要求水準書	73	12	b	自家給油施設	自家給油施設に屋根は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	要求水準書	73	24	エ(シ)	自家給油施設	「災害時の移動式給油所等の活用が可能な施設配置とすること」とありますが、タンクローリーのスペースを想定すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	要求水準書	73	25	エ(シ)	自家給油施設	「整備にあつては、大山川洪水調整池と支障をきたさないこと」とありますが、意味をご教示願います。	周辺に大山川洪水調節池が整備されますので、干渉について十分注意してください。例えば、大山川洪水調節池の直上の構造物等の設置は制限がかかるといったものです。
113	要求水準書	74	1	(ス)a	屋内運動施設の壁	壁の開閉は提案に委ねられていますが、壁が開く状態になることで多少の風雨が入り込む可能性をご容認されているという認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
114	要求水準書	74	7	(ス)a	テニスコートの面数	「公式室内テニスコートの仕様とする。面数は1面以上」と記述がありますが、1面とした趣旨をご教示ください。 屋内運動施設のテニスコートは、10面以上確保することも可能ですが、経年劣化による修繕の場合、貴県負担の修繕対象となるコートは1面のみとするお考えでしょうか。	公式室内テニスコートを多面要求することは、過大と考えたためです。大規模修繕の考え方については、面数によらず、事業者において適切に維持管理いただいたうえで、県と協議し、大規模修繕が必要と判断した場合は、県の負担で実施することとします。
115	要求水準書	74	7	(ス)a	テニスコート	「公式室内テニスコートの仕様とする」とありますが、設置する全ての面が公式仕様にする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、一面以上は公式室内テニスコートの仕様を求めます。
116	要求水準書	74	20	エ(ス)	屋内運動施設	「パレットにより荷役作業を実施するため、、フォークリフト(2.5tモデル相当)」とありますが、フォークリフトはバッテリー式でしょうか。	事業者側で調達していただくフォークリフトについては、バッテリー、ディーゼル車等の種別は問いません。
117	要求水準書	74	20	エ(ス)	フォークリフトの登録及び諸経費	事業者側で用意が求められている2.5トンフォークリフトは貴県名義で登録を行い、軽自動車税及び保険等にかかる費用は貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	要求水準書	76	1	(セ)	広場(全天候型舗装)	広場(全天候型舗装)において、球技スポーツを実施するため、周囲を固定式のネット・フェンス等で囲むことは認められるのでしょうか(拠点運用時に支援物資搬入車両が入退出できるゲートは設置する考えです。)	要求水準を満たす限り可能です。ただし、VORTACの制限もありますので基本設計時等各段階において協議、調整が必要となります。
119	要求水準書	76	1	(セ)	広場(全天候型舗装)	広場(全天候型舗装)において、球技スポーツを実施するため、支柱が抜き差し可能なネット・フェンス等で周囲を囲むことは認められるのでしょうか。	要求水準を満たす限り可能です。
120	要求水準書	76	—	エ(ス)	c諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「備蓄倉庫内に事業者が調達した2台以上のフォークリフトに加え、県が別途調達するフォークリフト(バッテリー式)の充電設備を(200V)適切設置すること」とありますが、県が別途調達するフォークリフトの想定モデル、詳細と台数をご教示願います。	一例として、5.5t積力カウンタータイプフォークリフトを1台としてお考え下さい。
121	要求水準書	76	—	エ(ス)	c諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「備蓄倉庫内に事業者が調達した2台以上のフォークリフトに加え、県が別途調達するフォークリフト(バッテリー式)の充電設備を(200V)適切設置すること」とありますが、県が別途調達する台数のフォークリフトは防災公園(西側)の屋内外の荷捌用の想定でしょうか?	屋内運動施設内の資機材倉庫や屋外での荷役作業として使用すること、及び防災訓練で使用することを想定しています。
122	要求水準書	77	—	エ(チ)	公園管理事務所	公園管理を行う要員、支援要員の想定人数と男女の比率は、事業者にてご提案させていただいてもよろしいでしょうか。県の想定がある場合はご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
123	要求水準書	77	—	エ(チ)	公園管理事務所	防災公園、神明公園の利用者の更衣室の想定利用人数と男女の比率をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
124	要求水準書	78	5	(ツ)a	野球場とする場合の要求水準	多目的広場(1)を野球場とする場合は、ベンチ、観客スタンドは、移動可能な仮設の設備であっても、要求水準を満足しますでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
125	要求水準書	78	5	(ツ)a	園路配置等の変更への意見	多目的広場(1)を野球場以外で整備する場合、多目的広場(1)のサイズを一部変更することが考えられます。これに伴い、防災公園(東側)エリアの「園路配置」・「芝生広場面積」・「駐車場面積」も変更することとなりますが、貴県における拠点運用時の過去の検討を踏まえると、あまり望ましくないのではないかと想像しますが、貴県のご意見を頂ければと思います。	野球場の代替として多目的広場への変更も可能です。一方、野球場以外の提案を行う場合、前提として拠点運用に阻害しないことも要求水準で求めており、ご意見の「園路配置」・「芝生広場面積」・「駐車場面積」の変更は、拠点運用に阻害しない範囲で提案に委ねます。
126	要求水準書	78	14	エ(ツ)	多目的広場(1)b拠点運用時	「観客スタンド等を設ける場合は、警察が管理するベースキャンプの一部とし、「装備資機材等保管庫」として利用」とありますが、観客スタンドの下に保管庫を設置する想定でしょうか。	観客スタンドの下に保管庫を設置する想定です。ただし、野球場としない場合等、装備資機材保管庫を別の場所に設けていただいても構いません。
127	要求水準書	78	14	エ(ツ)	多目的広場(1)b拠点運用時	「観客スタンド等を設ける場合は、警察が管理するベースキャンプの一部とし、「装備資機材等保管庫」として利用」とありますが、観客スタンドの設置提案がない場合は、独立の倉庫になりますか。想定規模、仕様をご教示願います。	観客スタンドの下に保管庫を設置する想定です。ただし、野球場としない場合、独立した倉庫として別の場所に設けていただくことも可能です。想定規模については、No.75でお示ししたとおりです。
128	要求水準書	78	22	(ツ)a	グラウンド拡張等の可否	多目的広場(1)のサイズは105m×105mとのことですが、要求水準書38頁1～7行目に記載がある主園路7m、副園路5mを順守すれば、広場の寸法変更は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
129	要求水準書	78	28	(ツ)b	観客スタンドの仕様	観客スタンドと「装備資機材等保管庫」はそれぞれを別棟としてもよろしいでしょうか。	拠点運用に阻害しない範囲内で提案可能です。
130	要求水準書	78	-	c	公園管理事務所	「支援要員の利用を想定している。」とありますが、「支援要員」とはSPC職員やSPC外部委託先企業作業員であるという理解でよろしいでしょうか。「支援要員」の定義を教示願います。	「支援要員」とは、SPC等の職員では無く、用語の定義に示す「災害活動従事者」を意味しています。ただし、設置台数等について拠点運用時の利用を想定する必要はございません。
131	要求水準書	80	10	(ニ)a	プレイロッド	プレイロッドには現状の神明公園の機能を代替するために、遊具等の設置が必要であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、拠点運用時の支援部隊エリアの支障とならない場所に計画する必要があります。
132	要求水準書	80	10	(ニ)a	プレイロッド	プレイロッドの必要面積は特に定めがなく事業者の提案に拠るとい理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、プレイロッドにおいては現神明公園の機能を代替し、各施設の機能を従前同様発揮できれば良く、その数量に制限を設けません。
133	要求水準書	80	12	(ニ)b	プレイロッド	プレイロッドは拠点運用時にTEC-FORCEのベースキャンプに利用することになりますが、プレイロッドに設置する遊具等は安全上、地面への固定式となるため拠点運用時に移動等が困難です。遊具等はTEC-FORCEのベースキャンプに支障にならない位置に固定式で配置してもよろしいでしょうか。	ベースキャンプに支障にならない位置であれば構いません。
134	要求水準書	80	15	(5)ア	神明公園の設計・建設業務	神明公園既存施設の電気・ガス・水道等の供給は設計施工とも業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。業務範囲の場合は具体的なインフラ条件の資料提示をお願いいたします。	神明公園エリアのインフラ施設の設計は業務対象範囲内です。詳細については、守秘義務資料をご確認ください。
135	要求水準書	82	-	ウ	その他発電・給電設備	ソーラーパネルの設置について、自家消費型太陽光発電設備(PPA)とし、事業者が任意事業として余剰電力を売電する事は可能という理解でよろしいでしょうか。	任意事業として自ら設置する場合には、余剰電力の売電は認めます。
136	要求水準書	82	ウ 電気設備	-	ソーラーパネルの提案の方向性	消防学校に設けるソーラーパネルの必要定格容量は、事業者が平常運用時の想定消費電力から試算し、設置場所については供給電力量を定めたうえで検討すること、とございますが、事業者側で建築プランニング影響も考慮し設置可能な棟で容量や年間発電量などをご提案して進める方向でよろしいでしょうか。具体的に各棟への設置要否や容量に関する方針条件等があればご提示いただけないでしょうか。	ソーラーパネルの必要定格容量におけるプランニングについては、お見込みのとおりです。各棟における諸条件については提案に委ねます。
137	要求水準書	84	ウ 電気設備	(5)ウ	監視カメラの位置	「施設の防犯を把握するための監視カメラ」及び「防災拠点の運用状況を把握するための監視カメラ」は、共にそれぞれ詳細な位置情報が守秘義務資料でお示しいただいているとの記載がありますが、どちらの守秘義務資料かご教示ください。	屋内及び屋外の必要な箇所(出入口等)に監視カメラを設置することとしていますが、具体的な設置位置案については、事業者の提案に委ねます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
138	要求水準書	85	20	(イ)b	災害時の給電	屋外照明等の一部設備については、ソーラーパネル一体型とすることで、自家発電からの給電不要とすることは可能でしょうか。	可能です。
139	要求水準書	85	25	(イ)b	アンカー等の使用の可否	「可能な限り照明の配置を避け、配置する場合は基礎を浅くすること。」とありますが、地下貯留槽へのアンカーなどの使用は可能でしょうか。	地下貯留槽へのアンカー使用は不可能とお考え下さい。
140	要求水準書	87	34	(ア)a	プールの水質管理	貴県が行う水質管理には下記の保健所対応業務も含むと考えて良いですか。 ・衛生管理者等の選任及び届出 ・毎月の水質検査の実施と検査結果報告	お見込みのとおりです。
141	要求水準書	87	オ	給排水設備等	消火栓	消火栓用ポンプは訓練用のため消防認定不要と考えてよろしいでしょうか。	実際の火災を想定した訓練となるため、消防認定品を想定しております。
142	要求水準書	87	オ	排水設備	雨水の再利用	「雨水の再利用」等による雑用水利用は、集水可能な雨水の水質及び経済性等を考慮して、雑用水利用しない提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	雨水の再利用等による水資源の効率的利用、省資源化の観点より要求水準を満足する限り雑用水を利用しない提案も可能です。
143	要求水準書	88	24	カ	防災設備	公園管理事務室の事務室と管理・教育棟の職員室に主防災監視装置を設置することとあるが、これは同様の機能で1つの場所で監視するとの理解で良いでしょうか。(例えば公園管理事務室の主防災監視装置を屋内運動施設に設置し監視を行う)	お見込みのとおりです。常時人員が配置されている場所で監視を行うこととします。
144	要求水準書	89	10	ケ	飲料水確保の方法	飲料水の確保について、「飲料水兼用耐震性貯水槽」以外の方法(地上設置の受水槽での確保等)での提案は可能でしょうか。	大規模災害時において、飲料水として使用することが可能であることを前提とし、提案可能です。
145	要求水準書	89	10	ケ	水道の途絶対策設備	飲料水兼用耐震性貯水槽を防災公園平場に設置する場合は別途工事になるということでしょうか。	飲料水兼用耐震性貯水槽については、事業者を設置して頂く必要があります。なお、設置場所、設置方法は提案によります。拠点運用時に要員が集まる消防学校エリア内での設置を想定していますが、公園平場に設置する場合は平場に設置することによる拠点運用時の有用性をご提示ください。
146	要求水準書	89	12	ケ	水道の途絶対策設備	プールの貯留水と放水用水槽(プール下)で確保する生活用水及びシャワー等の水は、水道途絶時の使用にあたり水処理は不要と考えてよろしいでしょうか。	飲用可能なレベルの水質処理までは求めておりません。ライフラインが途絶した場合に、生活用水及びシャワー等の水として使用ができるような水質を確認し、プールの貯留水と放水用水槽(プール下)から供給できるようにしてください。
147	要求水準書	89	12	ケ	水道の途絶対策設備	生活用水及びシャワー等の水は、プールの貯留水と放水用水槽(プール下)で確保することから、ポンプでの供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	ライフラインが途絶した場合の対応として、貯留水から生活用水をポンプ等により供給してください。
148	要求水準書	90	11	b	土壌調査	事業者が提案する業務に必要な調査のうち土壌調査とありますが、土地履歴調査を指すのか具体的な調査内容を教示願います。	土地履歴調査は県が行うため、土壌調査は基本的にありません。
149	要求水準書	92	-	イ(ア)	公園(平場)部分を工事用地として利用	事業者建設部分の工事期間中において、貴県が工事を実施する公園(平場)部分を工事用地として利用することは、貴県との協議により可能であるか確認願います。	協議により利用可能です。
150	要求水準書	93	19	(イ)	工事管理者の取得資格	一般的に公園の工事監理業務は、発注者(自治体職員)が実施することが多いと認識しています。工事監理者が取得しておくべきものと想定される資格はございますでしょうか。	工事監理者が取得すべき資格はありませんが、設計者と同一とすることが望ましいです。なお、各法令を遵守の上、業務を行ってください。
151	要求水準書	93	23	(イ)	工事監理者の兼務	配置する工事監理者は、建築物と公園の監理を兼務することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
152	要求水準書	98	8	イ(ア)	神明公園エリアの各種利用料金	「神明公園エリアにおける施設・設備・備品等の利用料金」の範囲は、事業者から提案を行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
153	要求水準書	98	4	イ(ア)	各施設利用料金の決定プロセス	「屋内運動施設、公園管理事務所、多目的広場、イベントゾーン、消防学校教育棟、宿泊棟の食堂等に係る利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また、利用料金を変更する場合も同様とする。」との記述がありますが、提案→協議→決定までのプロセスをご教示ください。(条例、議会等の関連) また、「備品・設備等の利用料金」の設定・変更プロセスも上記各施設の設定・変更プロセスと同じでしょうか。	利用料金については、提案内容を踏まえ実施方針条例において利用料金の範囲等を定めることで、その範囲内で、料金の設定、変更を県との協議(実態は届出のようなイメージ)のみで可能とすることを想定しております。(範囲を定める際には議会承認が必要) なお、範囲を定める際の流れは、提案⇒協議⇒議会上程⇒議会での条例承認(変更の場合は利用料金登録)となります。また、議会は2月、6月、9月、12月の年4回となります。 加えて、神明公園エリアにおいては、都市公園条例に基づいて料金を設定する必要があるため、豊山町との協議(議会承認含む)が必要になってくると想定しております。
154	要求水準書	98	4	イ(ア)	備品・設備等利用料金の決定プロセス	「屋内運動施設、公園管理事務所、多目的広場、イベントゾーン、消防学校教育棟、宿泊棟の食堂等に係る利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議のうえで事業者が設定すること。また、利用料金を変更する場合も同様とする。」との記述がありますが、「備品・設備等の利用料金」の設定・変更プロセスは上記各施設の設定・変更プロセスと同じでしょうか。	No153と同様となります。
155	要求水準書	98	14	イ(イ)	利用料金などの徴収方法の決定主体	「利用料金の徴収方法」、「予約金・延滞金等の仕組み」、「納付期限及び還付等」の徴収方法は事業者責任で決められるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	要求水準書	98	14	イ(イ)	キャンセル料の設定可否	予約金、延滞金等の仕組みを設定可能とありますが、直前のキャンセル料等も設定可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
157	要求水準書	100	2	(3)イ	事業者負担のフィー	事業者が「独自の予約・受付ツール」を利用し、「県側と予約情報等について連携・共有する」場合に発生する事業者負担のフィーはありますでしょうか。 イニシャル、ランニングのそれぞれにおけるフィーをご教示ください。	フィーは想定していません。
158	要求水準書	100	9	(3)イ	県の施設としての留意事項	「事業者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないよう留意すること。」との記述がありますが、事業者にある程度の裁量権が与えられており、必要な調整を行うものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
159	要求水準書	100	34	イ	業務の詳細	「施設パンフレット等を作成し、県内外の関連施設へ提供すること。」とありますが、県内外の関連施設の想定をご教示ください。	国をはじめとした防災拠点関連施設のほか、防災啓発、スタートアップ、イベント告知用など多方面でのPRに使用することを想定しています。
160	要求水準書	101	2	イ	業務の詳細	施設全体、部分のネーミングライツの可能性は如何でしょうか。	提案可能ですが、消防学校は性格上ネーミングライツは不可となります。
161	要求水準書	101	4	(6)イ	災害時等対応マニュアルの更新頻度	災害時等対応マニュアルの改訂頻度のご想定ございましたらご教示願います。	定期的な訓練を年1回程度実施することを想定しており、訓練後の課題を整理したうえでマニュアルの改訂を年1回以上予定しています。また、国の方針に合わせ、別途改訂を行う可能性もあります。
162	要求水準書	103	4	(9)イ	防災訓練・地域共同事業への協力	「県が求める防災訓練や地域共同事業の実施」との記述がありますが、これは事業者は貴県へ協力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、事業者に求めるのは県が実施する訓練・事業への協力です。 「県が求める防災訓練」とは、毎年開催する総合防災訓練・消防操法大会を想定しておりますが、定期ではない訓練を拠点で実施することになった場合にも協力を求める可能性があります。(例:SCU訓練、物資輸送訓練など)

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
163	要求水準書	103	4	(9)イ	防災訓練・地域共同事業への協力	「県が求める防災訓練」とは、貴県が開催する総合防災訓練・消防操法大会に協力するというのでしょうか。それとも上記とは別に防災訓練を貴県が主催するのでそれに協力するというのでしょうか。	お見込みのとおり、事業者に求めるのは県が実施する訓練・事業への協力です。 「県が求める防災訓練」とは、毎年開催する総合防災訓練・消防操法大会を想定しておりますが、定期ではない訓練を拠点で実施することになった場合にも協力を求める可能性があります。(例:SCU訓練、物資輸送訓練など)
164	要求水準書	106	15	1(5)イ	研修・訓練スペース貸し出しの優先順位	「教育棟における研修・訓練スペースの貸し出しにおいては、原則、県が主体となる防災啓発・人材育成に係るものを優先し、次点を防災ビジネスの貸し出しとすること。」との記述があります。確認ですが、優先順位は、防災啓発人材育成関連運營業務のうち「県が行う防災啓発・人材育成事業(P114)」が第1優先、防災ビジネス等運營業務のうち「県が行う産業振興事業等(P116)」が第2優先という理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりですが、優先方法については、検討が必要と考えております。(常に他の予定に優先して防災啓発人材育成関連運營業務(以下、啓発業務)を行うという趣旨ではないため、方法としては啓発業務のみ先行予約期間を少し前から解禁するなど)
165	要求水準書	106	15	1(5)イ	研修・訓練スペース貸し出しの優先順位	「教育棟における研修・訓練スペースの貸し出しにおいては、原則、県が主体となる防災啓発・人材育成に係るものを優先し、次点を防災ビジネスの貸し出しとすること。」との記述がありますが、県が主体となる防災啓発・人材育成に関しては年度ごとに年間スケジュール等でお示しいただけるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
166	要求水準書	107	15	ウ	県内地方公共団体主催事業の利用料金	「県主催事業においては、県は施設を無料で使用する」とのことですが、県以外の県内地方公共団体が主催する事業では、施設使用料及び事業者側に発生する費用を主催者から徴収することができることを確認願います。	県以外の主催する場合、施設使用料及び事業者側に発生する費用を主催者側から徴収することを妨げません。
167	要求水準書	109	29	2(3)イ	備品の紛失・破損	消防学校や宿泊棟内の備品の使用はほとんどが学校関係者によるものと想定されますが、紛失・破損に対する措置は事業者側という認識でしょうか。	お見込みのとおりですが、備品の日常点検については、協議のうえ、学校関係者側で実施することも可能です。なお、利用者の故意または重過失による紛失・破損等については、利用者の責任となります。
168	要求水準書	110	18	イ	施設ウェブサイト等でのバナー広告	施設ウェブサイトや施設予約システム上で、バナー広告を掲載し、収益を上げることは可能という理解でよろしいのでしょうか。また、可能な場合、この収益は広告業務に区分されるのか任意事業に区分されるのか教示願います。	前者についてはお見込みのとおりであり、この場合の収益は任意事業に区分されると考えています。
169	要求水準書	110	24	(5)	駐車場の有料化	イベント等の開催日や特定日においてのみ駐車場を有料化することは可能なのでしょうか。	この場合、今後整備が予定されている豊山町の賑わい施設駐車場や、神明公園駐車場の利用料金設定について、豊山町と協議のうえ、可能です。
170	要求水準書	110	24	(5)	EV用急速充電設備	EV用急速充電設備の建設工事(設置工事)は本事業に含まれないという理解でよろしいのでしょうか。	本事業の対象内です。
171	要求水準書	110	30	2(5)イ	EV用急速充電設備	EV用急速充電設備のメーカーも事業者側の提案という認識でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
172	要求水準書	111	2	(6)	現行の食堂運営における外部委託先	貴県消防学校及び名古屋市消防学校において、現時点で、食堂運営を外部委託されている場合、委託先の事業者名をそれぞれ教示願います。	県消防学校:富士産業(株) 市消防学校:(株)タイヨウ
173	要求水準書	111	2	(6)	現行の食堂運営における外部委託先	貴県消防学校及び名古屋市消防学校において、現時点で、食堂運営を外部委託されている場合、委託業務に関する仕様書をそれぞれ教示願います。	守秘義務資料追加資料の中でお示しします。
174	要求水準書	111	7	(ア)a	運営条件	貸与のものに食器は含んでいるという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
175	要求水準書	111	8	(6)イ(ア)a	厨房設備、什器・備品	厨房設備等は引渡後に事業者へ無償貸与するとありますが、その後の設備取替・更新についての費用負担は貴県と事業者どちらになりますでしょうか。	適切に維持管理を実施して頂く場合の設備更新に係る費用負担は県側となります。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
176	要求水準書	111	10	b	利用者の要望	貴県消防学校及び名古屋市消防学校において、利用者からアンケート等により利用者要望を取得されたことがある場合、事業提案の参考として教示願います。	県消防学校:利用者アンケート等は実施していません。 市消防学校:守秘義務資料追加資料の中でお示しします。
177	要求水準書	111	10	b	現行の食堂運営職員数等	貴県消防学校及び名古屋市消防学校において、現行の各消防学校の繁忙期と閑散期における食堂運営職員の配置人数及び、平均食数を教示願います。	県消防学校:配置人員は4～5名。初任科生の前後期での入れ替え時期を除き、通年入校しており、繁忙期・閑散期の区別はありません。前期後期で人数が異なりますが、概ね、前期150食、後期120食程度になります。 市消防学校:繁忙期 職員3名、246食(学生82名×3食)閑散期 職員1名、48食となります。
178	要求水準書	111	25	d	喫食代	貴県消防学校及び名古屋市消防学校の食堂運営における現時点(令和5年度11月)での朝食・昼食・夕食の喫食代をそれぞれ教示願います(税抜・税込の表示もお願いします)。	県消防学校:朝食388円、昼食607円、夕食648円 市消防学校:朝食400円、昼食500円、夕食500円
179	要求水準書	111	25	e	食堂運営の光熱水費	「食堂運営にかかる光熱水費、通信費は事業者が負担する。」とありますが、教育棟の厨房・食堂のみ事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	消防学校運営に係る光熱水費については、食堂運営に係る光熱水費を除き、県で負担します。
180	要求水準書	112	26	c	事業者への献立(注文数)伝達	貴県から2週間前に学生の希望を聴取し注文数を事業者へ伝達頂けるとのことですが、貴県からの注文数提示以降のキャンセル分については貴県負担として頂くようお願いいたします。	学生発注分につきましては、2週間前までに事業者に献立を伝え、注文数を提出します。それ以降キャンセルの受付については、想定しておりませんが、詳細については、今後協議とします。
181	要求水準書	112	26	(ウ)c	運営条件	県は2週間までに学生の希望を聴取、と明記されている部分は事前予約制という理解でよろしいでしょうか。(愛知消防学校は事前予約制)	お見込みのとおりです。
182	要求水準書	112	26	c	事業者への献立(注文数)伝達	貴県消防学校及び名古屋市消防学校の食堂運営において、現状はどのようにして学生から注文を聴取されているのか具体的に教示願います(例:食堂の前に紙を提示し、学生各自で記入する等)。	県消防学校:委託業者が食堂でメニューを提示し、選択用紙に概ね2週間分を記入し、直接手交しています。 市消防学校:毎朝、学生から昼食、夕食、翌朝食の注文票を受領し、業者に注文しています。
183	要求水準書	113	32	(ウ)h	嗜好品の販売	売店・自動販売機の設置に関して、嗜好品(アルコール、タバコなど)の販売は可能でしょうか。	ご質問については、消防学校内における消防職員等、県・名古屋市の職員の利用を想定した売店及び自動販売機となっており、消防職員等の生活スタイルを勘案し、設置位置及び品目は県と協議になります。嗜好品の販売は好ましくないものと考えています。なお、自動販売機については、別に「行政財産の貸付けにより自動販売機を設置させる場合の取扱要領」に沿ってください。
184	要求水準書	113	6	c	献立	貴県消防学校及び名古屋市消防学校における今年度の月間献立表を参考として教示願います。	守秘義務資料追加資料の中でお示しします。
185	要求水準書	113	9	d	食数変動	事業運営期間の各年度の想定食数について、貴県想定数値をご教示願います。	守秘義務資料追加資料の中でお示しします。
186	要求水準書	113	15	(ウ)e	喫食代の支払間隔	「貴県が消防職員等から徴収した喫食代は事業者に一括して支払う」とありますが、支払間隔をご教示ください。 要望としては毎月末に締め切ったものを毎翌月末に支払う形として頂たく存じます。	未定です。基本協定締結後に協議となります。
187	要求水準書	113	16	e	料金徴収	消防職員等が支払う喫食代は県が徴収し事業者に一括して支払うとありますが、何か月分をどのタイミングで事業者へお支払い頂く想定かをご教示ください。	未定です。基本協定締結後に協議となります。
188	要求水準書	113	26	h	施設使用料	食堂運営業務に係る厨房・食堂等の各諸室の施設使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は今後の協議とさせていただきます。
189	要求水準書	113	26	h	売店・自動販売機等の施設使用料	売店・自動販売機等の利便施設・設備を食堂内に設置する場合においても、愛知県公有財産規則に基づいて貴県へ使用料を支払う必要があるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
190	要求水準書	113	26	h	売店・自動販売機等	宿泊棟内に売店・自動販売機等の利便施設・設備を設置した場合、その収益は任意事業の収益に区分されるという認識でよろしいでしょうか。	県への申請許可のうえ、可能です。
191	要求水準書	113	31	h	売店・自動販売機の設置	貴県消防学校及び名古屋市消防学校での現在設置されている売店・自動販売機の設置有無及び台数を教示願います。	県消防学校:売店 なし、自販機 7台 市消防学校:売店 なし、自販機 6台
192	要求水準書	113	31	(ウ)h	運営条件	利便施設・設備の設置は今回の提案に入れる必要がありますでしょうか。それとも開業前の協議で提案可能でしょうか。	開業前での協議も可能ですが、その場合、審査対象外となります。
193	要求水準書	114	8	(7)ア (7)イ	事業者との役割分担	「ア 基本的な考え方」においては、事業者が行う「防災啓発・人材育成プログラムの企画提案」との記述がある一方で、「イ 業務の詳細(イ)事業者が行う防災啓発・人材育成プログラムの企画、提案」において、事業者が「防災啓発・人材育成プログラムの企画運営」を行う旨記述されております。こちらは、貴県が企画したプログラムに追加の提案を行うことを想定されていますでしょうか。	事業者が実施する企画運営については、主に事業者独自企画での防災啓発・人材育成プログラムを想定しており、民間ならではの企画運営を期待しています。また、事業者が企画運営する場合においては、収益を上げていただくことを妨げません。なお、県との共同企画により実施していただくことも可能です。
194	要求水準書	115	11	イ(ア)	特別に経費が掛かる場合の想定	県が行う防災啓発・人材育成事業での光熱水費は「特別に経費が掛かる場合は、県と協議のうえ県の負担とする」とありますが、特別に経費がかかる場合の現時点での想定を具体的に明示してください。	一例として、防災フェスタや操法大会にかかる光熱水費を想定しています。
195	要求水準書	115	11	イ(ア)	光熱水費の負担	「県が行う防災啓発・人材育成事業での光熱水費は、事業者が負担するものとする」との記述がありますが、貴県が行うものに関しては貴県にご負担頂きたく存じます。	ご意見として伺います。
196	要求水準書	114	17	(7)ア	管理者としての対応への事業者の協力	事業者は、「通常業務の範囲内で運営支援(県のプログラムの運営補助、教育棟庁舎管理者としての対応等)を行う。」との記述があります。「教育棟庁舎管理者としての対応等」との記述において、貴県は事業者へ具体的にどのようなことを求められているのでしょうか。	棟の開錠・施錠や空調設備の運用等を想定しています。
197	要求水準書	114	23	(7)ア	事業の実施主体	「・防災啓発・人材育成プログラムの企画、実施にあたり、県の他、関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関、防災啓発施設等の様々な主体から広く意見を聞き提案するものとし、事業実施において県の取組みに協力すること。」とありますが、企画、実施の主体は県であるため、県主体で実施していただくことはできませんでしょうか。	県が主体となり事業の実施を行います。民間を含め様々な主体の創意工夫等の意見を広く聞き取り企画の提案をいただけることを期待しています。また、企画提案については、事業者が実施・運営することを妨げるものではありません。
198	要求水準書	114	23	(7)ア	聴取した意見の取り扱い	「・防災啓発・人材育成プログラムの企画、実施にあたり、県の他、関係行政機関、企業、NPO、防災ボランティア団体、教育・研究機関、防災啓発施設等の様々な主体から広く意見を聞き提案するものとし、事業実施において県の取組みに協力すること。」とありますが、聴取した個々の意見を必ず反映させることが要求されていますでしょうか。要求されている場合、反映させるかどうかの決定基準・決定手続きのイメージをお示しください。反映が必須な場合の支出増加を懸念しています。	全ての意見を必ず反映させなければならないとまで要求していません。企画・実施にあたり、幅広く意見を聞き、その時勢、ニーズにあった企画提案をしていただくことを期待しています。
199	要求水準書	115	25	イ(イ)	共催事業の想定	「事業内容によっては県の共催(共同開催・一部経費負担)を求めることができる」とありますが、具体的な想定はありますか。	一例として東京国際消防展のような共催イベントを想定しています。
200	要求水準書	114	34	(7)ア	両エリアの利用	「・防災公園エリア及び神明公園エリアの各施設についても、スポーツ及びイベント等について主催者側と調整のうえ、利用できる。」との記述があります。この記述は、防災公園エリア及び神明公園エリアの各施設は、防災啓発・人材育成プログラムのために利用が可能であるという前提をおかれています、ということでしょうか。また、防災啓発・人材育成プログラムのために利用する場合にはイベント主催者等と調整が必要ということでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、防災啓発・人材育成プログラムのために利用する場合のイベント主催者等との調整は、県で行うことも想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
201	要求水準書	114	35	(7)ア	イベントの実施前調整	「・拠点運用時を踏まえ、イベント等の実施前に県と調整を図ること。」との記述があります。ここで、上記「イベント」が防災イベントを指しているものとする、プログラムに含まれるイベントは県が行うということであり、実施前に調整する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	イベントの実施主体は県以外にも事業者、第3者も含まれます。このため、県以外が実施する場合において、実施前に調整することは必要です。
202	要求水準書	115	3	イ(イ)	事業者が主体的に実施する業務	防災啓発・人材育成関連運営業務として事業者が主体的に実施することとして定められた業務の要求水準は(1)消防学校の教育棟で常設展示を行う(2)防災拠点の資源を活用したイベントを年に1回以上開催する、の2点に限定されているという理解でよろしいでしょうか。	要求水準に示すとおりですが、防災ビジネスとの合同開催なども考えられることから、2点に限定している訳ではありません。事業者が主体となる場合、収益を上げることを妨げていません。
203	要求水準書	115	21	(イ)	事業者が行う防災啓発・人材育成	「防災グッズ販売等の物販を実施」との記載がありますが、販売手数料の徴収は可能と考えてよろしいでしょうか。	防災グッズ販売による収益を得ていただくことを妨げていません。
204	要求水準書	116	15	(ウ)	第三者が主催する防災啓発	「県を窓口にすることができる」とは県窓口の方が、誘致に有利である場合があると想定されていらっしゃる理解でよろしいでしょうか。	誘致にあたり、事業者側の関係諸団体とのコネクションがなく、県との関りが深い関係諸団体に働きかける場合、県を窓口として対応することも可能という趣旨です。
205	要求水準書	117	8	イ(イ)	防災ビジネスイベントの実施回数とその内容	考えられる防災ビジネスイベントとして、「防災に関連した技術を集めた展示会」、「関係者相互の情報交換・マッチングを目的とセミナー、新ビジネス展開に向けたハッカソンやアイデアソン」などと列挙されています。また、「防災ビジネスに関するイベント」を年1回以上実施することとありますが、要求水準は、これらのイベントをそれぞれ年1回行うことでしょうか。もしくはいずれかを年1回行うことでしょうか。	「防災に関連した技術を集めた展示会」、「関係者相互の情報交換・マッチングを目的としたセミナー、新ビジネス展開に向けたハッカソンやアイデアソン」を別のイベントとする場合、いずれかを年1回以上となります。
206	要求水準書	117	8	イ(イ)	などの意義	考えられる防災ビジネスイベントとして、「防災に関連した技術を集めた展示会」、「関係者相互の情報交換・マッチングを目的とセミナー、新ビジネス展開に向けたハッカソンやアイデアソン」などと列挙されています。これらは限定列挙に当たりますでしょうか、もしくは例示列挙という整理でしょうか。	各イベントの表記は、例示の列挙であり、これらに縛られるものではありません。
207	要求水準書	117	19	(8)ア	業務実施への期待	「事業者は、ものづくり王国である県の特性を十分理解して、防災ビジネス等運営業務を実施すること。」とありますが、貴県としては具体的には事業者へどのようなことを期待されているのか教示願います。	愛知県は製造業が多い地域であり、それらの特性を踏まえ、一例として製造業と防災ビジネスのベンチャー企業とのマッチングイベントなどを企画して頂きたいという趣旨になります。
208	要求水準書	117	23	(8)ア	施設の利用	「消防学校エリアの教育棟以外の施設について、消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、利用することができるものとする。」とあります。例えば、平日において救助訓練棟で学生等が訓練を実施しているが、水難救助訓練場は特に利用していない場合、水難救助訓練場を調整のうえ利用することも可能なのでしょうか。(土日のように消防学校休校日以外も利用できるのか確認したく質問しました。)	消防職員等の学校教育及び県内消防本部の消防部隊の教養訓練で使用しない場合に限り、消防学校と調整のうえ、一例として挙げられたことは可能です。
209	要求水準書	118	3	イ(ア)	防災に資する事業の意義	「防災に資する事業」と記載がございますが、定義がございましたらご教示願います。	県が、主催・後援・協賛し、防災、減災、国土強靱化の推進に寄与する事業と想定しています。
210	要求水準書	118	3	イ(ア)	防災に資する事業の意義	「防災に資する事業」と記載がございますが、ある事業が防災に資する事業であるかどうかの判断の主体・大まかなプロセス(事業者が貴県に認定を申請する等)をお示しいただきたく存じます。	一例として、防災・減災に寄与することを目的とし、県が、主催・後援・協賛するものとお考え下さい。なお、事業者が認定申請をし、県が承認するプロセスは考えておりません。
211	要求水準書	118	3	イ(ア)	防災に資する事業の事業内容	貴県が行う産業振興事業等に関して、「防災に資する事業」について、現時点で貴県が想定されている事業内容をご教示ください。	「災害発生前」「災害発生時」「災害発生直後」「避難生活」「生活再建」の各々のタイミングで多様なニーズが存在すると考えています。例えば、災害時の通行困難区域におけるドローン、ロボット等を活用した偵察等の実証実験フィールド等が考えられます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
212	要求水準書	118	3	イ(ア)	防災に資する事業の各事業内容の規模と開催頻度	貴県が行う産業振興事業等に関して、「防災に資する事業」に資する事業について、現時点で貴県が想定されている事業内容の規模と開催頻度をご教示ください。	「災害発生前」「災害発生時」「災害発生直後」「避難生活」「生活再建」の各々のタイミングで多様なニーズが存在すると考えています。例えば、災害時の通行困難区域におけるドローン、ロボット等を活用した偵察等の実証実験フィールド等が考えられます。
213	要求水準書	118	3	イ(ア)	防災に資する事業の光熱水費実績	貴県が行う産業振興事業等に関して、「防災に資する事業」について、現時点で貴県が想定されている事業の過去の実施時における要した水光熱費ををご教示ください。	防災関連の展示会、見本市、ドローン等の実証実験フィールドが挙げられます。過去実績は持ち合わせておりません。
214	要求水準書	118	3	イ(ア)	防災以外の事業	貴県が行う産業振興事業等に関して、防災以外の事業は、施設使用料を徴収することができるとありますが、防災以外の事業について、現時点で貴県が想定されている事業内容・規模・実施回数等を教示願います。	防災以外の事業は、現段階で想定されるものではありません。
215	要求水準書	119	4	(ア)	各種イベント	各種イベント(総合防災訓練、消防操法大会、防災フェスタ)の2023年度、2022年度の実績(開催日・来場者数・事業収支等)を教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> 2022年12月17日 豊川市で開催 来場者数約2,000人 2023年9月3日 安城市で開催 来場者数約2,500人 消防操法大会 <ul style="list-style-type: none"> 2022年8月6日 常滑市で開催 来場者数約1,200人 2023年8月5日 新城市で開催 来場者数約2,000人 防災フェスタ <ul style="list-style-type: none"> 2022年11月13日 あいち健康の森公園で開催 来場者数約1,400人 2023年11月11日 名古屋港ガーデン埠頭で開催 来場者数約5,000人
216	要求水準書	122	-	b	消防学校の事業者利用時	消防学校(教育棟を除く)の事業者利用時とは、消防学校の休校日に事業者が教育棟・訓練施設等を利用している時であり、その事業者が利用している施設のみが「◎」の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	消防学校教育に支障のない時間において事業者が利用する施設について、「◎」のご理解ください。なお、宿泊棟食堂については事業者側の運営になることから、初動時の安全管理の主体は事業者となることにご留意ください。
217	要求水準書	122	-	b	消防学校の事業者利用時	消防学校(教育棟を除く)の休校日において、事業者が施設を利用していない場合は、事業者利用時には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
218	要求水準書	123	20	イ	拠点運用時時の食事の提供	「拠点運用時時の食事の提供は、食堂のみに限定する。」とありますが、これは食堂以外の場所で実施する炊き出し等の食事の提供は業務範囲外であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
219	要求水準書	124	4	(12)	研修・訓練	「研修もしくは訓練実施にあたり、県が防災拠点で実施する総合防災訓練の機会を活用することができる。」とありますが、貴県実施の総合防災訓練に事業者が参加することで、事業者が年1回以上の研修もしくは訓練を実施したことによりできるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、総合防災訓練の参加にあたっては従業員育成の視点に立ち、内容について県と協議等実施ください。
220	要求水準書	128	26	ウ(ア)	異常への対応	設備の遠隔監視により異常が見つかった場合、対応までに少しのタイムラグは容認いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
221	要求水準書	130	1	イ	業務対象範囲	什器・備品保守管理業務の対象となる什器備品は、事業者が調達・設置したもので、貴県が別途調達されたもの、若しくは既存施設から持ち込まれたものは、対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
222	要求水準書	131	5	ウ(ア)	宿泊棟の定期清掃及び特別清掃	「消防学校エリア宿泊棟(食堂・厨房を除く)については、日常清掃の対象外とする」との記載がありますが、定期清掃及び特別清掃は対象となるのでしょうか。以前の実施方針時は、清掃業務の対象外とすると記載されていました。	定期清掃及び特別清掃は、消防学校の他のエリアと同時に行うことが合理的だと考え、対象としています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
223	要求水準書	131	5	ウ(ア)	教室の日常清掃	「管理・教育棟内の教室についても、日常清掃を行う。」とありますが、教室の日常清掃も消防学校学生等が実施することは検討できないでしょうか。	管理・教育棟内の教室についての清掃は、事業者にて行っていただきます。
224	要求水準書	131	6	(ア)	管理教育棟の清掃頻度	「また、管理・教育棟内の教室についても、日常清掃を行う。頻度等の詳細については守秘義務資料において示す。」との記載がありますが、どの守秘義務資料に記載があるのでしょうか。書類番号でご教授下さい。	守秘義務資料追加資料の中でお示しします。
225	要求水準書	131	15	(イ)	一般廃棄物処理業務	廃棄物処理法によると、学校は”事業所”と捉えられます。その場合、廃棄物のうち当法令で定める20種類(廃プラ、金属ごみ等)は産業廃棄物、それ以外を事業系一般廃棄物と分類されます。そのため、産業廃棄物処理業務は別途業務と捉えてよろしいでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物は【産業廃棄物以外の廃棄物をいう。】と規定されています。法律上、産業廃棄物と規定されるものは、その処理業務は、別途業務とお考え下さい。
226	要求水準書	131	15	(イ)	一般廃棄物処理業務	拠点運用時におけるSCU等が排出する医療廃棄物、複合訓練施設の燃焼実験等で発生する産業廃棄物の処分は事業者の業務範囲外であることを確認願います。	拠点運用時のSCUにおいて発生する医療廃棄物、複合訓練施設の訓練で発生する産業廃棄物については、業務範囲外です。
227	要求水準書	132	5	ウ(ア)	警備員の仮眠	「土・日曜日以外の休日」とは消防学校休館日となる祝日や年末年始のことなのでしょうか。	祝祭日や年末年始等の長期休館期間を想定しています。
228	要求水準書	132	5	ウ(ア)	警備員の仮眠	「土・日曜日以外の休日については別途協議による」とありますが、機械警備・有人警備の違いが事業収支に影響することから、事前に方向性を決定して頂くようお願いいたします。なお、本事業の収益性が厳しいことから、可能な範囲で機械警備にして頂ければと考えております。	ご意見として承ります。舎監が不在となる消防学校休館日を原則有人警備としてお願いするという主旨をご理解ください。
229	要求水準書	132	5	ウ(ア)	警備員の仮眠	「48時間の有人警備」とありますが、警備員が仮眠することも認められると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
230	要求水準書	133	5	イ	什器備品の修繕	訓練施設等の什器備品の修繕については、経年劣化及び訓練使用による劣化による修繕が業務範囲であり、劣化によらない訓練使用時の破損等は業務範囲外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
231	要求水準書	133	14	ウ	修繕・更新費	「1件あたり250万円」は税込という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
232	要求水準書	133	14	ウ	修繕・更新費	基準として1件あたり250万円との記載がありますが、修繕・更新費の算出方法は事業者が定めることを確認願います。	修繕更新費の算出方法は事業者に委ねます。
233	要求水準書	133	14	ウ	複合訓練施設の設備・什器備品	複合訓練施設の設備・什器備品について、消防訓練のための特殊なものであり、使用頻度や使用方法によって劣化の進み方、部品交換等の周期が変わりますが、事業者はこのリスクをコントロールできません。修繕・更新費については1件あたり250万円を超えない場合においても、貴県と協議により費用負担を定めるように変更をお願いいたします。	什器備品保守管理業務の対象範囲とします。
234	要求水準書	133	14	ウ	修繕・更新費	1件あたり250万円を超過する場合は協議によって定める」とありますが、大規模修繕に該当する修繕である場合は、1件あたり250万円以下のものであっても、貴県に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、県は、事業者と協議して合意により定めた中・長期修繕計画を参考に、本施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、大規模修繕を実施します。
235	要求水準書	134	17	ウ(ウ)	災害トイレの処分	「拠点運用時モードとして使用する拠点運用時については、事業者は、原則維持管理業務を継続」との記載があります。別途記載の6,000人分14日間の使用済み災害トイレの処分も事業者の業務となりますでしょうか。また、使用済み災害トイレの保管場所の想定がありましたら、ご教示ください。	拠点運用時の災害トイレの対処は、業務範囲対象外です。なお、汚物等の対処方法については災害トイレの仕様(マンホールトイレ、既存トイレを活用し薬剤で凝固)により異なりますので、今後事業者側との協議のうえ定めていきます。
236	要求水準書	136	6	8-2	神明公園エリアでの任意事業実施の可否	豊山町の神明公園エリアにおいて任意事業を行うことは可能でしょうか。	可能ですが、提案後、豊山町との協議のうえ、進めていくことを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
237	要求水準書	136	6	8-2	神明公園エリアでの任意事業実施を行う場合の条件	豊山町の神明公園エリアにおいて任意事業を行う場合の費用等条件で、現時点において明らかになっている事柄がありましたらご教示願います。	現時点では未定であることから、豊山町との交渉開始時期等を含め、決まり次第お示しして参ります。
238	要求水準書	135	-	2	-	拠点運用時の施設撤去までの許容時間は、拠点を利用する各部隊が活用する場所によって異なるものと存じます。各部隊の拠点への到着時間に係るタイムラインと、施設撤去までの許容時間をお示ください。	お見込みのとおりですが、タイムラインは目標であり、各部隊の到達までの時間に撤去が不可であったとしても要求水準未達等の判定は想定していません。
239	要求水準書	136	3	1	-	「任意事業実施企業は、自らの提案に基づく事業(任意事業)を、自らの責任及び費用負担で行うことができる。」とありますが、事業者自らが事業を行い赤字になった場合の事業者の会計処理・赤字の補填はどのように行う想定でしょうか。	任意事業については、事業者の責任において会計処理することとし、県からの赤字補填は想定しておりません。
240	要求水準書	136	6	2	任意事業の収益区分	イベント等が行われていない土日等において、防災公園(西側・東側)の運営権設定対象施設にて事業者がキッチンカー等を誘致し、設置場所を有償で貸す場合、その収益は任意事業の収益に区分される認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
241	要求水準書	136	6	2	任意事業の収益区分	イベント等が行われていない土日等において、防災公園(西側・東側)の運営権設定対象施設にて事業者がキッチンカー等を誘致し、設置場所を有償で貸す場合、愛知県公有財産規則に基づいて貴県へ使用料を支払う必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、本施設の使用料については改めて設定しますが、公益性等を踏まえ無償の可能性もあります。
242	要求水準書	136	6	2	任意事業の収益区分	イベント等が行われていない土日等において、防災公園(西側・東側)の運営権設定対象施設にて事業者がキッチンカー等を誘致し、設置場所を有償で貸す場合、どのようなプロセスで貴県の下承等を得る必要がありますでしょうか。	都市公園法に基づく占用許可の申請、承認プロセスとなります。
243	要求水準書	136	6	2	任意事業の収益区分	貴県が主催する各種イベント(総合防災訓練、消防操法大会、防災フェスタ)、事業者が主催するイベント、第三者が主催するイベントにおいて、防災公園(西側・東側)の運営権設定対象施設にて事業者がキッチンカーや屋台等を誘致し、設置場所を有償で貸し出す場合、その収益は「スポーツ等各種イベントその他の運営業務」の収益ではなく、任意事業の収益に区分される認識でよいのか教示願います。	「スポーツ等各種イベントその他の運営業務」の開催に合わせ、事業者が独自でキッチンカーや屋台等を誘致し収益を上げる場合、任意事業の収益に区分されます。
244	要求水準書	136	6	2	任意事業の収益区分	神明公園エリアの運営権設定対象施設において事業者がキッチンカー等を誘致し、設置場所を有償で貸し出す場合、その収益は任意事業の収益に区分される認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、任意事業に係る一切の責任及び費用は事業者が負担するものとしています。
245	要求水準書	136	6	2	任意事業の使用料	神明公園エリアの運営権設定対象施設において事業者がキッチンカー等を誘致し、設置場所を有償で貸し出す場合、豊山町都市公園条例に基づいて貴県へ使用料を支払う必要がありますでしょうか。	収益等が発生する事業を行う場合は、公園管理者(豊山町)と別途協議が必要となり、使用料の納付は事業者が負担する必要があります。具体的な支払い方法についても別途協議を行うものとします。
246	要求水準書	136	6	2	任意事業の下承等プロセス	神明公園エリアの運営権設定対象施設において事業者がキッチンカー等を誘致し、設置場所を有償で貸し出す場合、どのようなプロセスで貴県・豊山町の下承等を得る必要があるのか教示願います。	豊山町都市公園条例、豊山町都市公園条例施行規則に基づく行為許可を公園管理者(豊山町)に申請する必要があります。具体的な方法については別途協議を行うものとします。
247	要求水準書	136	6	2	任意事業の収益区分	消防学校エリア及び防災公園(西側・東側)エリアにおいて自動販売機を設置する場合、その収益は、任意事業と特定事業のどちらの収益に区分するかは、事業者の提案に委ねられるという認識でよろしいでしょうか。	消防学校では目的外使用許可、防災公園は公園施設の設置許可に該当すると考えられ、いずれも任意事業の収益区分となります。
248	要求水準書	136	6	2	任意事業の使用料	消防学校エリア及び防災公園(西側・東側)エリアにおいて自動販売機を設置する場合、愛知県公有財産規則に基づいて貴県へ使用料を支払う必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
249	要求水準書	136	6	2	任意事業の了承等プロセス	消防学校エリア及び防災公園(西側・東側)エリアにおいて自動販売機を設置する場合、どのようなプロセスで貴県の了承等を得る必要があるのかを教示願います。	消防学校では行政財産の使用許可、防災公園は公園施設の設置許可の申請・承認プロセスが必要となります。
250	要求水準書	136	-	2	任意事業交渉の開始時期	県と豊山町エリアの一体運営による事業者の任意事業交渉は最短でいつごろから開始できる予定でしょうか。	現時点では未定です。
251	要求水準書	136	-	2	豊山町との交渉	「豊山町と交渉をすることを妨げないものとする。」とありますが、優先交渉権者決定前において事業者が豊山町と直接打合せ等を行ったとしても、入札説明書28頁3行の失格事項には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	失格事項に該当しません。ただし、豊山町賑わい施設の計画については現在検討中であることから入札公告期間中においては、豊山町ホームページにおいて公表された内容に基づき提案していただくようお願いいたします。 なお、優先交渉権者決定後、速やかに豊山町と交渉を開始できるよう進めていくことを想定しています。
252	要求水準書	137	13/26	ア・イ	統括管理責任者及び業務責任者の配置	統括管理責任者及び業務責任者は要求水準書を充足する限り、常駐・非常駐を問わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
253	要求水準書	142	用語の定義	-	拠点運用時モードの定義	「拠点運用時モード」の用語が各所に記載されていますが、この言葉の定義の記載がございません。「拠点運用時モード」の用語を明確に定義願います。	大規模災害等の発生時に、県が防災拠点を災害対応等のために活用する基幹的広域防災拠点として運用する判断を行い、基幹的広域防災拠点として運用する状態を指します。
254	要求水準書	100 106 108	5 32 32	(3)イ (5)イ (1)イ	一般利用日の意義	「一般利用日」という言葉が、要求水準書の一部で使用されています。この言葉は、本事業のある施設を施設関係者に該当しない外部の一般利用者の方が使う日を指す言葉を意味するものと理解してもよろしいでしょうか。定義をお示しいただきたく存じます。	行政機関の休日に関する法律第1条に基づく休日以外の日を指します。
255	要求水準書	114 ～ 119	-	2(7),(8)	教育棟の重要な要素	平常運用時の消防学校エリア教育棟に求められる重要な要素は、防災啓発・人材育成に関する常設展示なのか、常駐する県職員が企画・運営するイベント等が開催できるスペースの確保なのかご教示ください。	両者となります。なお、防災啓発・人材育成に関する常設展示スペースで常駐する県職員が企画・運営するイベント等が開催することも可能だと考えています。
256	要求水準書	114 117	-	2(7)ア,(8)ア	言葉の意味の違い	常駐する県職員が進める「防災啓発・人材育成プログラム」と「防災ビジネス」はどのような違いがあるのでしょうか。	両者は目的が異なり、前者は、県民等を対象に、防災・減災の普及啓発及び防災・減災の取組を実践する人材の育成を目的としたもの、後者は企業等を対象に、事業創出支援や、企業が他分野で持つ技術を防災分野に転用して活用できるような支援を目的としております。 なお、目的達成のための具体的内容は事業者に提案を求めるところですが、イベントを実施する等、両者の実施内容が似通った事業になることは想定され得ます。
257	要求水準書	126/ 127	30/27	ウ	管理要員	建築物保守管理業務及び公園保守管理業務の管理要員は常駐・非常駐は問わず、事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満足する限り、常駐か非常駐かは問いません。運營業務及び維持管理業務の提案内容によりますので、事業者の提案に委ねます。
258	要求水準書	126/ 127	30/27	ウ	管理要員	建築物保守管理業務及び公園保守点検業務を管理要員が直接的に実施するのではなく、管理要員の指示のもと関連事業者が保守点検を行うこともできるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、お見込みのとおりです。
259	要求水準書	29,3 0	-	図表4-3	インフラ条件	各インフラを直轄する市町との協議は提案作成時から実施してもよろしいでしょうか。	市町との協議は認めませんが、各インフラ事業者との協議は可能です。
260	要求水準書	44,4 5	図表4-11	ア(ウ)a	建築物の耐震性能	「「防災拠点等となる建築物に係る・・・において・・・大地震動に対して軽微な被害にとどまり、施設の主要な機能の確保や収容物の保全が可能な構造とする」とありますが、この記述は図表4-11に示す構造体がI類相当の建物に関して適用される記述でしょうか。その場合「収容物の保全が可能な構造」とは、建物の損傷によって収容物に支障をきたさない様な変形性能を保有する構造を想定されているとの認識でよろしいでしょうか。	I類相当の建物に限定したものではありません。施設の主要な機能の確保や収容物の保全が可能な構造とは、建物の損傷によって収容物に支障をきたさないような変形性能を保有する構造だけでなく、損傷を限定的にとどめ、収容物に一定の支障をきたさない構造も想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
261	要求水準書	56	-	エ(イ)	宿泊棟平常運用時の機能及び性能	重複質問のため削除	—
262	落札者決定基準	13	-	⑤	任意事業に関する事項	事業者が豊山町と連携して運営する具体的な事業提案を記載したとしても、運営権者決定後に豊山町と協議の上決定しなければ実施できないことから、提案書の評価としては認められないという理解でよろしいでしょうか。	防災拠点は、豊山町の賑わい施設・避難所(アリーナ)等との連携を目指しています(要求水準書第4・1(1)カ P26参照)。従って、任意事業における豊山町の施設との連携を図るための、豊山町へのアプローチ手順の具体的な提案を求めるものであり、運営権者決定後の豊山町との協議の結果如何に関わらず、提案そのものを評価の対象とします。
263	落札者決定基準	13	-	⑤	任意事業に関する事項	事業者が豊山町と連携して運営する具体的な事業提案を記載するのはなく、事業提案内容よりかは、どのように豊山町と協議を行い実施内容を決めていくのかのプロセスを記載する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
264	落札者決定基準	5	7	(2)ア(イ) c	融資機関からの関心表明書の有無	関心表明書が添付されていない場合に「合理的な理由」を示すことが求められていますが、「合理的な理由」は具体的にはどの提出書類に、どのような形でお示しすればよろしいでしょうか。	【様式F-1】事業計画の妥当性」にご記載ください。
265	落札者決定基準	6	-	(イ)	価格点(還元率点を除く)と還元率点の配分	「価格点(30点)＝価格点(還元率点を除く)＋還元率点」となる場合、価格点(還元率点を除く)と還元率点にそれぞれ配分される点数をご教示願います(例:価格点(還元率点を除く)25点、還元率点5点等)。	価格点と提案還元率点の比率は明らかにしません。
266	様式集及び記載要領	-	-	【様式F-2各シート】	編集用データの付加	資金・収支に関する様式F-2の各シートの各セルへの入力、ファイルにインプットシート・計算シートを追加した上で両シートから様式F-2の各シートの各セルへを参照する形で行うことは可能でしょうか。	様式F-2の所定の各様式を適切にご作成ください。なお、作成過程の分かりやすさ、見やすさへの配慮のために、エクセルファイルにシート追加することは妨げません。
267	様式集及び記載要領	-	-	-	関心表明書の添付箇所	関心表明書を提出する場合は、事業提案書(図面集・様式9)の最後部に添付する形でよろしいでしょうか。	関心表明書は【様式P】の後に添付し、ページ番号は関心表明書-1、関心表明書-2としてください。
268	様式集及び記載要領	2	1	f・g	納税証明書	参加申請受付時の提出書類として、「法人税納税証明書」と「消費税納税証明書」の提出がありますが、提出は「その3の3」(法人税と消費税及地方消費税)の未納の税額がないことの証明で一括証明できることから1枚での取得でよろしいでしょうか。	問題ございません。なお、複数の添付書類を一括する場合には、対応関係の分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
269	様式集及び記載要領	6	16	ウ	使用ソフト	仕様ソフトは、「使用ソフトは、図、表、写真、スケッチ、提案図面を除き、Microsoft WordあるいはMicrosoft Excelを使用し、Windows版2016以前のバージョンでデータ保存」とあります。しかし、Windows版2016以前のMicrosoft WordあるいはMicrosoft ExcelをインストールしたPCを保有しておらず、正常に表示されるか確認が困難です。Microsoft office 2019 を使用して作成し、互換モードで保存した上で提出でもよろしいでしょうか。	原則は様式集及び記載要領に記載内容のとおりとしますが、不可能であれば異なるバージョンでの提出も可能とします。
270	様式集及び記載要領	6	28	エ	その他事項	「提出書類の周囲は、綴じ代側は20mm以上、他は15mm以上の余白を設けること。ただし、様式番号、項については、見易い位置に記載すること。」と記載がありますが、インデックスは不要と捉えてよろしいでしょうか。	分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
271	様式集及び記載要領	7	10	(2)	事業提案書の文字サイズ	参加表明書等の提出書類の文字サイズは10ポイント以上の指定がありますが、【様式A】～【様式Q】の本文の文字サイズは指定があるのでしょうか。また、図表の文字サイズについても指定等ございましたらご教示願います。	文字サイズの指定は行いませんが、分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
272	様式集及び記載要領	7	13	ア	提出部数	事業提案書の部数に(正本1部、副本15部)とありますが、正本と副本の違いは表紙のみであるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
273	様式集及び記載要領	7	13	ア	事業提案書の電子データ	CD-Rに保存するデータは、正本または副本のどちらを保存すればよろしいでしょうか。	正本のデータを保存してください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
274	様式集及び記載要領	7	13	ア	様式10～13の提出方法	様式10・11・12・13の提出方法に指定は無いという理解でよろしいでしょうか。	様式10～13の提出方法に指定はありません。
275	様式集及び記載要領	7	13	ア	事業提案書の提出部数	事業提案書は、【様式A】はフラットファイルA3版を正本1部・副本15部(計16部)、【様式B】～【様式P】はチューブファイルA4版を正本1部・副本15部(計16部)、【様式Q】はフラットファイルA3版を正本1部・副本15部(計16部)を提出し、総部数は16部×3=48部提出するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、合本とすることを妨げません。
276	様式集及び記載要領	7	13	ア	関心表明書等の添付	関心表明書等を添付する場合、【様式B】～【様式P】のチューブファイルA4版において【様式P】の後に添付(差込)し、ページ番号は関心表明書-1、関心表明書-2、・・・という理解でよろしいでしょうか。	関心表明書は【様式P】の後に添付し、ページ番号は関心表明書-1、関心表明書-2としてください。
277	様式集及び記載要領	7	13	ア	CD-Rの提出	容量が多くCD-R1枚に保存できない場合は、DVD-Rに保存して提出することも可能という認識でよろしいでしょうか。	DVD-Rでの提出も可能です。
278	様式集及び記載要領	8	14	(イ)	事業提案書のページ番号の位置	事業提案書全体を通したページ番号の位置は、各様式の下端との記載がありますが、下端は事業者が見やすい位置を配置してもよいという理解でよろしいでしょうか。 A4は下端中央に配置しますが、A3の場合はZ折にするため、下端中央の場合は折りたたんだ時に頁番号が見えなくなるため下端右端に配置したいと考えております。	分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
279	様式集及び記載要領	8	16	(イ)	事業提案書のページ番号	チューブファイルA4版に綴じる【様式B】～【様式P】の通しページ番号について、【様式B】を1ページ目として【様式P】までの通し番号を記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
280	様式集及び記載要領	26	-	-	【様式5-3】 業務に携わる 企業名	②③を除く業務に携わる企業名を参加表明書受付時に空欄として提出する場合、事業提案書提出時に【様式5-3】の空欄を記載し再度提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
281	様式集及び記載要領	26	-	-	【様式5-3】 業務に携わる 企業名	基本協定締結前において、【様式5-3】に記載した担当企業を変更する場合は、県の承諾を得た上で、【様式5-3】を再度提出により変更が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
282	様式集及び記載要領	30	-	18	【様式7-2】 企業の要件 確認書類	「貸借対照表の写し」を提出することが求められていますが、当社は貸借対照表のみを個別に作成・管理しておりません。事業報告や計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)が一体となった書類をご提出することでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
283	様式集及び記載要領	30	-	18	【様式7-2】 企業の要件 確認書類	「貸借対照表の写し」は応募企業分のみで、応募企業の親会社の分は不要ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
284	様式集及び記載要領	30	-	21	【様式7-2】 企業の要件 確認書類	設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件確認書類の「入札説明書3(4)ウ(イ)c①～⑤を示す書類」について、資格審査書類提出に示した者以外の者(資格等を有する者)を事業提案書提出時に配置する場合はどのような手続きが必要となるのかご教示願います。	設計業務又は工事監理業務にあたる企業について、資格審査書類提出に示した者以外の者を事業提案書提出時に配置する場合は、再度「入札説明書3(4)ウ(イ)c①～⑤を示す書類」を提出ください。
285	様式集及び記載要領	29,30	-	-	設計業務又は工事監理業務にあたる企業の要件確認書類	構造設計一級建築士の資格を示す書類は、配置技術者の資格者証及びその配置技術者が設計業務担当企業に所属している証明(健康保険証等)を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
286	様式集及び記載要領	38	-	-	入札書	運営負担額を0円としない場合は、運営権対価を0円と記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
287	様式集及び記載要領	7	-	【様式P】	任意事業の収支計画表	損益計算書が税抜記載になっている一方、キャッシュフロー計算書が税込記載となっているのは何故でしょうか。同一の収支計画書内で税抜と税込を混在させるのは作成上手間も掛かり時間も要します。	原案のとおりとします。入札金額が税抜きであること、一般的な企業会計の慣行、事業開始後に県に提出される財務諸表との比較可能性等を勘案し、損益計算書は税抜き処理としています。また資金計算書は、資金収支を総額で把握することを重視するため、税込みとしております。
288	様式集及び記載要領	7	-	【様式P】	任意事業の収支計画表	損益計算書が税抜記載になっている一方、キャッシュフロー計算書が税込記載となっています。税抜記載のみの記載で統一してもよろしいでしょうか。	287番の回答をご参照ください。
289	様式集及び記載要領	7	-	-	捺印	様式4-2・5-2・5-3・6・7-2・8・9・10・11・12・13のうち、捺印が必要なものは【様式12】入札書のみという理解でよろしいでしょうか。	【様式12】入札書を含め、捺印は不要です。
290	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-①】	投資計画及び資金調達計画書	(1)投資計画書、の取扱いについて確認させてください。SPCとして減価償却対象として資産を保有するものが発生する場合に、本表への記載が必要となってくるという理解でよろしいでしょうか。仮に運営権対価を0円として提案する場合は基本的にSPCは固定資産を保有する可能性は低いと思いますが、その場合は2024～2026年までの設計建設費や開業費のキャッシュアウト額のみをこちらに記載するというでよろしいでしょうか。	「(1)投資計画書」には、設計・建設費、修繕、更新、什器・備品購入等の投資計画を記載してください。この投資計画には事業者の保有資産も区分して記載対象としてください。なお、事業期間の全体についてご記載ください。
291	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-①】	投資計画及び資金調達計画書	様式F-2-④の75～79行(投資キャッシュフロー)に記載すべき内容と、(1)投資計画書に記載すべき内容、は基本的に同じという理解でよろしいでしょうか。様式F-2-④の75～79行(投資キャッシュフロー)がまさにSPCとしての投資計画であると認識していますが、それとは別に(1)投資計画書の作成が要求されている理由は何でしょうか。両者の違いをどう考えればよろしいでしょうか。	「(1)投資計画書」には、設計・建設費、修繕、更新、什器・備品購入等の投資計画を記載してください。この投資計画には事業者の保有資産も区分して記載対象としてください。併せて、投資計画に対して、資金調達をする必要がある場合には、資金調達計画に記載してください。
292	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-①】	投資計画及び資金調達計画書	様式F-2-④の75～79行(投資キャッシュフロー)には記載されている「運営権対価の支払」が(1)投資計画書には記載されていません。運営権対価の支払はSPCとしての投資の主なものとして理解していますが、(1)投資計画書に記載する必要はありますでしょうか。	運営権対価は、事業者の保有資産として区分し、記載対象としてください。
293	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-①】	投資計画及び資金調達計画書	様式F-2-④の54～58行(財務キャッシュフロー)に記載すべき内容と、(2)資金調達計画書に記載すべき内容、は基本的に同じという理解でよろしいでしょうか。	資金調達計画には、投資計画に対して、資金調達をする必要がある場合に記載してください。なお、「(1)投資計画書」には、設計・建設費、修繕、更新、什器・備品購入等の投資計画を記載してください。この投資計画には事業者の保有資産も区分して記載対象としてください。
294	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-①】	投資計画及び資金調達計画書	(1)投資計画書に「修繕費」が項目として列挙されていますが修繕費は収益的支出であり投資の類ではないと認識しています。修繕費は設備等を現状まで回復する費用として損益計算書にのみ記載されているべきと認識していますが、投資計画として記載すべき「修繕費」とはどのようなものなのか、例示をお願いいたします。	運営権の対象となる施設・設備・備品等及び本事業実施のための事業者の保有資産等(備品等を含む)にかかる修繕費が該当します。
295	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-②】	建物毎の内訳	設計・建設費の内訳に関して、各棟毎に内訳金額を記載することが困難な場合、1棟に内訳合計金額を記載し、その他の棟は「〇〇棟の金額に含む」等と記載することは可能でしょうか。	不可能とします。各棟毎に内訳金額を記載下さい。
296	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-②】	設計・建設費内訳書	本様式には、設計・建設期間中の統括マネジメント業務費、及び開業準備業務費は計上せず、当該業務費は、様式F-2-④の開業前の期間に営業費用として計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
297	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	重複質問のため削除	—

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
298	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	防災公園(西側)エリア、防災公園(東側エリア)、神明公園エリアの本体工事合計額(税抜)にと本体工事合計額の消費税(10%)を加算した額について、守秘義務資料「4-11_工事費等について」の「1 防災公園工事費」4,128,000千円(税込)が上限価格であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
299	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	防災公園(西側)エリア、防災公園(東側エリア)、神明公園エリアの本体工事合計額(税抜)にと本体工事合計額の消費税(10%)を加算した額が守秘義務資料「4-10_工事費等について」の「1 防災公園工事費」4,128,000千円(税込)が超過した場合、失格になるという理解でよろしいでしょうか。	当該部分の工事費は守秘義務資料4-10の1に記載のとおり、4,128,000千円と想定していますが、参考価格としてご記載いただくため、当該金額を超過したことを原因として失格にはなりません。
300	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	本様式に記載する公園平場の本体工事(設計・工事監理を除く)は本事業の業務対象外であることから、本体工事の金額(設計・工事監理料を除く)は本事業の評価対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
301	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-③】	設計・建設費内訳書(公園平場)	本様式に記載する「本体工事費」は参考金額であることから、今後、貴県にて別途発注を行った結果、物価上昇等の要因によりその発注金額が本様式に記載した本体工事費を超過した場合においても、事業者にはペナルティ等はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
302	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-③】	運営開始前の統括マネジメント業務費	運営開始前の統括マネジメント業務費用は、開業準備費相当額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
303	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画書	損益計算書が税抜記載になっている一方、キャッシュフロー計算書が税込記載となっているのは何故でしょうか。同一の収支計画書内で税抜と税込を混在させるのは作成上手間も掛かり時間も要します。	287番の回答をご参照ください。
304	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画書	損益計算書が税抜記載になっている一方、キャッシュフロー計算書が税込記載となっています。税抜記載のみの記載で統一してもよろしいでしょうか。	287番の回答をご参照ください。
305	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-④】	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画書	損益計算書と資金計画書をどの程度厳密に対応させるべきか確認させてください。例えば、建設期間中のサービス購入料は必ず年度末には一度請求することとなっているため損益計算書にはその分の出来高が売上として計上されますが、資金が入金される時期は翌期になると思います。本表にはこのようなズレを厳密に考慮すべきでしょうか(例えば2025年度について、損益計算書には2025年度に売上を計上するか、資金計画書には翌期入金を考慮し2026年度に資金入金を計上する、等)。もしくは簡便的に、当該年度の売上は同年度に資金も入金されるものと仮定して、同年度に資金も計上してよろしいでしょうか(例えば2025年度について、損益計算書にも資金計画書にも2025年度に売上と資金入金を計上する、等)。特にご指定がないようであれば、上記の前者と後者いずれでも可、として頂きたく存じます。	厳密に考慮して、様式F-2の所定の各様式を適切にご作成ください。
306	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-⑥】	費目[その他]	提案書提出時に[その他]の項目に分類して入力した金額は、今後、物価変動に基づく県費用負担額の変更の対象には一切ならないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
307	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-⑥】	費用の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示	「人件費」には、主にSPCの社員(非正規を含む)や出資企業等からの応援人員に関わる人件費等を計上するという理解でよろしいでしょうか。	「【様式F-2-⑥別紙】費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示」を参考に、事業者側で判断いただきご記載ください。 なお、適切に作成された「【様式F-2-④】運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表」との整合性を確保したうえで、SPC及びSPCからの受託で構成企業等が本事業を実施するために計上するすべての人件費をご記載ください。
308	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-⑥】	費用の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示	「役務費」と「物件費」の取扱いについて確認させてください。「役務費」には食堂委託費という項目がありますが、食堂委託費の内訳として備品費や消耗品も発生すると想定されます。その場合に食堂委託費に含まれる備品費や消耗品費を切り出して別途「物件費」として集計することは非常に煩雑であり、これらは一括して「役務費」に記載させて頂くことでよろしいでしょうか。	「【様式F-2-⑥別紙】費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示」を参考に、事業者側で判断いただきご記載ください。 なお、お見込みのとおり、給食委託業務に係る内訳を一括して役務費に記載することは、問題ございません。
309	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-⑥別紙】	費目の仕訳	例えば食堂運営業務について、費目「役務費」の科目(例)で給食委託費があることから、費目「その他」に仕分けられる「食材費」以外はすべて費目「役務費」になるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、この仕訳については【様式F-2-⑥別紙】に基づき事業者の判断による仕訳が可能なのか教示願います。	「【様式F-2-⑥別紙】費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示」を参考に、事業者側で判断いただきご記載ください。 なお、適切に作成された「【様式F-2-④】運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表」との整合性を確保したうえで、SPC及びSPCからの受託で構成企業等が本事業を実施するために外部委託している場合には、委託先における内訳は考慮せず一括してご記載ください。
310	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-⑥別紙】	費目の仕訳	例えば維持管理業務において、SPCから企業Aに維持管理業務を一式業務委託し、企業Aは建築物保守点検業務を自社で実施して機械警備業務を企業B、清掃業務を企業C、修繕・更新業務を企業Dに再委託した場合、その仕訳は、企業Dの受託金額は費目「修繕・更新業務費」、企業Aの受託金額から企業Dの受託金額を除いた維持管理費(企業B・企業Cの金額含む)はすべて費目「役務費」に仕訳されるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、この仕訳については【様式F-2-⑥別紙】に基づき事業者の判断による仕訳が可能なのか教示願います。	「【様式F-2-⑥別紙】費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示」を参考に、事業者側で判断いただきご記載ください。 なお、適切に作成された「【様式F-2-④】運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表」との整合性を確保したうえで、SPC及びSPCからの受託で構成企業等が本事業を実施するために外部委託している場合には、委託先における内訳は考慮せず一括してご記載ください。
311	様式集及び記載要領	7	-	【様式F-2-⑥別紙】	科目(例)に記載が無い科目	科目(例)に記載が無い科目については、事業者の判断で各費目に振り分けるという理解でよろしいでしょうか。(この仕訳は民間事業者にとって慣れていないこともあり難しいと考えています。個別対話以降でその仕訳の判断が難しい科目が発生した場合、貴県に確認することはできないため、事業者判断で仕訳することになりますが、仮にその判断が貴県のお考えと違っていた場合であっても、失格になることは無いことを確認させてください。)	お見込みのとおりです。 なお、「【様式F-2-⑥別紙】費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示」では、科目の一部を例示しています。例示以外の科目の関連付けを原因として失格とすることはありません。
312	様式集及び記載要領	7	-	【様式P】	豊山町へのアプローチ手順	記載事項として「豊山町へのアプローチ手順」があり、評価の視点としても「豊山町へのアプローチ手順が具体的に示されているか」とあります。他様式と異なり、具体的に何を記載すればよいのか判断が困難なため、例示等を教示願います(豊山町とある期間内に何回打合せを行う等を記載するというのでしょうか。)	本項の意図は、本事業隣接地で整備予定の豊山町賑わい施設整備事業との連携にあたっては、豊山町との適切な合意形成が不可欠なため、事業者と町との具体的な連携、意見交換等の方法の記載を求めるものです。具体は事業者に委ねますが、お示しいただいた例示についても、一例として認めます。
313	様式集及び記載要領	7	-	-	登録受付番号	登録受付番号は、資格審査結果の通知(2023年12月1日)の際に、貴県から提示されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
314	様式集及び記載要領	71-73	-	-	配置図	「A3版(横使い)、、、、。(北を上としてください)」とありますが、一部の敷地形状は1/2500で横使いの場合は全体に納まらない場合に、北の向きを変更して納めてもよろしいでしょうか。	可能とします。ただし、方位を記載してください。
315	様式集及び記載要領			【様式F-2】 【様式P】	作成全般について	収益や費用として明記する名称は現在記載されている例示にとらわれず適宜改定して明記することでよろしいでしょうか。	様式に記載済みの項目を踏襲してください。また、記入欄の過不足に応じて適宜改定して使用してください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
316	様式集及び記載要領			【様式F-2】 【様式P】	作成全般について	作成に際して何か禁止事項があればご教示ください。	様式に記載済みの項目を踏襲してください。また、記入欄の過不足に応じて適宜改定して使用してください。
317	特定事業契約書(案)	2	34	第5条 第4項	基準収入額	「事業者が事業提案書において提案した運営・維持管理業務に係る収入の計画値」が基準とのことですが、本事業ではトラックレコードがないため、提案時計画値を運営期間(20年間)そのまま基準とすることは、実態と乖離する可能性があります。計画地に関しては毎年度又は一定期間毎に更新できるよう考慮願います。	提案時の計画値を20年に渡り使用します。
318	特定事業契約書(案)	38	26	第86条	設計・建設費及びサービス購入料	「請求は必ず年度末に行うものとし、そのほか各年度内において2回を上限とし行うことができる」とありますが、年度内に計3回の請求ができ、年度末以外の2回の請求時期については事業者の判断で行うことよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
319	特定事業契約書(案)	7	26	第19条 第96条 第97条 第98条 第99条	追加費用の負担	第19条では県が要求水準を変更することができることが規定されており、その原因(第96条:政策変更、第97条:法定改正、第98条:税制改正、第99条:不可抗力)に基づき、事業者が生じた追加費用の負担手順が定められています。しかしながら、これらはいずれも、県が最終判断することになっており恣意性が排除できません。第20条(ガバナンス体制)の定めに従い、第三者機関(ファシリテーター含む)による協議会判断事項とするなど客観的公平的なプロセスとしてください。	第96条乃至第99条の協議期間中の第三者機関への付託については、別紙4の別添1第7条第3項をご参照ください。なお、別紙4の別添1第7条第3項の付託対象として、第50条を追加するよう修正します。
320	特定事業契約書(案)	45-49	26	第96条 第97条 第98条 第99条	損失補償	政策変更(第96条)、法定改正(第97条)、税制改正(第98条)、不可抗力(第99条)発生時には、事業者には逸失利益でなくとも、損害・損失(第三者へ支払う補償費用や現状回復できない損害など)が発生する可能性があります。従い、逸失利益と損害・損失を分けて、逸失利益以外の損害・損失については県による補償の対象としてください。	原案のとおりとします。
321	特定事業契約書(案)	12	5	第29条	事業用地引渡の遅延	事業用地引渡が変更された場合であっても、やむを得ない事由以外では運営開始日が運営開始予定日より遅延する内容の建設工事計画の変更はできません。しかし、事業用地引渡しは貴県の責任範囲であり事業者はコントロール外ですので、工事完成時期、運営開始予定日の延期及びそれに伴う運営期間の延長を認めてください。	原案のとおりとしますが、個別具体的な事業に即してやむを得ない事由の発生有無を判断します。
322	特定事業契約書(案)	12	12	第29条 第5項	公園(平場)の事業者	「公園(平場)の事業者」とは、5_特定事業契約書(案)別紙1定義集3頁(54)に定義される「事業者」であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
323	特定事業契約書(案)	12	12	第29条 第5項	本施設の引渡遅延	「公園(平場)における工事用地の県直接発注工事(公園)企業への引渡遅延以外の事由に起因して公園(平場)の事業者への引渡が遅延したこと」とありますが、これは例えば、「工事用地の県直接発注工事(公園)企業」が当該企業の施工不具合や人手不足等で工事が遅れ、それに伴い引渡も遅延した場合等が該当するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
324	特定事業契約書(案)	12	12	第29条 第5項	本施設の引渡遅延	「公園(平場)における工事用地の県直接発注工事(公園)企業への引渡遅延以外の事由に起因して公園(平場)の事業者への引渡が遅延したことを理由とする本施設の引渡遅延は含まない。」とありますが、この場合、「県及び事業者は、当該事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延に対応して本事業を継続するために必要となる特定事業契約又は1_要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。」ことはないということになるのでしょうか。	325番の回答をご参照ください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
325	特定事業契約書(案)	12	12	第29条第5項	本施設の引渡遅延	「公園(平場)における工事用地の県直接発注工事(公園)企業への引渡遅延以外の事由に起因して公園(平場)の事業者への引渡が遅延したことを理由とする本施設の引渡遅延は含まない。」とありますが、この場合、「県及び事業者は、当該事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延に対応して本事業を継続するために必要となる特定事業契約又は1.要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更及び追加費用の負担方法について協議する。」ことはないとなると、事業者は県直接発注工事(公園)企業の引渡し遅延リスクを負うことになり非常に不利な条件となります。この点について貴県ではどのようにお考えなのでしょうか。	事業者は県直接発注工事(公園)の工事監理業務も行いますので適切に当該業務を実施ください。当該業務を適切に実施してもなお本施設の引渡が遅延する場合には、第29条第5項の事業用地引渡遅延に基づく本施設引渡遅延ではなく、第47条の設計・建設期間の変更として対応します。なお、県直接発注工事(公園)に係る損害は第57条をご参照ください。
326	特定事業契約書(案)	12	24	第29条	事業用地引渡の遅延	「事業者が生じた追加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかった…」とありますが、この場合の発生防止手段とは例示も含めてご教示お願いします。第105条にも本条の発生防止手段を引用している箇所があり、何を意味するのか明確化をお願いいたします。	発生防止手段の有無は現に生じた追加費用毎に異なるため、個別具体的な事情に即して判断します。
327	特定事業契約書(案)	12	26	第29条	事業用地引渡の遅延	県が事業用地の引渡しを遅延したことで、やむを得ず建設工事完了が運営開始予定日を超過せざるを得ない場合でも、事業者が生じた追加費用については、県が、合意延長するか県が当該費用を負担するかのいずれかを判断できることになっています。事業者にとっては運営期間が縮減しているわけですから、合意延長により運営期間の確保を優先することを希望します。県が費用負担を選択される場合は、費用だけでなく運営期間が縮減したことによる事業者の逸失利益も含めてください。	維持管理・運営期間は運営開始日から20年間としています。
328	特定事業契約書(案)	14	16	第34条	地中埋設物	土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物、地盤沈下に起因して事業者が生じた追加費用については、県が負担することが明記されていますが、事業者が生じた損害・損失は補償の対象とはされていません。当該事象(不発弾含む)に起因して事業者に損害・損失が発生する可能性もありますので、これらも補償対象としてください。	原案のとおりとします。
329	特定事業契約書(案)	21	11	第48条第49条第50条	14日間の協議	第48条(設計・建設期間の変更)、第49条(サービス購入料の変更)、第50条(物価変動に基づく費用の変更)において、14日間の事業者と県との協議が整わない場合は、県がその対応方法を定めることができることになっておりますが、第20条(ガバナンス体制)の定めに従い、第三者機関(ファシリテーター含む)による協議会判断事項とするなど客観的公平なプロセスとしてください。	319番の回答をご参照下さい。
330	特定事業契約書(案)	21	31	第50条	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	物価変動に基づく費用変更は「事業契約締結日」の物価水準が起算となるということでしょうか。昨今の物価上昇を鑑み、本件物価変動の起算は2023年4月時点(前回入札が終了した2023年3月の翌月)でお願いいたします。本件は事業者の収益性に大きな影響があり、入札に参加できるかどうかに関わります。ご検討の程よろしくお願い致します。	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担(=物価上昇リスクへの対応)については、特定事業契約書(案)第50条第1項から第3項、第5項及び第6項の、いわゆる全体スライド条項、インフレスライド条項によることとし、適用対象は特定事業契約締結の日となりますが、この条項によっても不適當な状況が是正されないときは、第50条第9項を適用し、事業者が県に協議を請求することとなります。この場合、設計・建設費の変更又は費用の負担の方法、計算式も双方協議のうえ、決定することを想定しておりますが、計算に用いる物価指標や基準日についても協議の対象となり得ます。
331	特定事業契約書(案)	23	4	第51条	損失補償	臨機の措置は、公益上やむを得ない理由を起因とするものなので、事業者としても従わざるを得ません。よって、本件を起因として運営事業の一部又は全部に支障が生じた場合は、これによって事業者が生じた逸失利益もPFI法30条の規定に基づき、「通常生ずべき損失」として補償の対象とすべきと思います。	原案のとおりとします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
332	特定事業契約書(案)	33	31	第73条第2項	運営開始日が運営開始予定日より遅れた場合	運営開始日が運営開始予定日より遅れた場合、公園(平場)の運営・維持管理業務に係る費用は、運営開始日までは貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者帰責の遅延の場合には事業者は損害賠償の責任を負担する点はご了承ください。
333	特定事業契約書(案)	39	33	第86条第3項	サービス購入料の請求	サービス購入料は「事業者は、一部支払の請求をする場合、この請求を必ず各年度末に行うものとし、そのほか各年度内において2回/年を上限とし行うことができる」とありますが、各期中における2回の請求のタイミングは、事業者が任意で判断できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
334	特定事業契約書(案)	41	8	第89条第1項(7)	事業者による表明及び保証	会計監査人の設置は相応の費用が発生いたします。金融機関からの資金調達を行わず、また資本金が億に満たない規模のSPC(非公開会社)を組成する場合には、会計監査人の設置は任意とさせていただきます。	会計監査人の設置をもって、事業者のガバナンス体制を確保いただくことを求めていますので、原案のとおりとします。なお、取締役会、監査役会については義務設置としません。
335	特定事業契約書(案)	51	12	第105条第1項	事業用地引渡遅延に基づく解除	「公園(平場)における工事用地の県直接発注工事(公園)企業への引渡遅延」以外の事由に起因し、「県が公園(平場)を2027年3月31日までに事業者を引き渡すことができないとき」(例えば県直接発注工事(公園)企業の自らの事由による工事遅延等)は、事業者は解除することはできないのでしょうか。第29条第5項でも、このような事由による場合は除外されており、事業者側のリスク負担が大きいため、考慮頂ければと存じます。	325番の回答をご参照ください。
336	特定事業契約書(案)	51	12	第105条第1項	事業用地引渡遅延に基づく解除	事業用地の引渡は貴県の責任範囲と理解していますので、事業者に生じた合理的な範囲に費用に加え、事業者に生じた損害・損失(逸失利益を含む。)のご負担の協議も可能として頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
337	特定事業契約書(案)	55	18	第114条第1項(2)	違約金	本施設の引渡後の違約金6億円は事業内容に比して過大と考えます。6億円とされる根拠をご提示いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。本事業の特性及び重要性に鑑み、着実な履行を促す観点からかかる金額としております。
338	特定事業契約書(案)	55	18	第114条第1項(2)	違約金	本施設の引渡後の違約金6億円は事業内容に比して過大と考えます。違約金額を引き下げて頂くよう再考願います。	原案のとおりとします。本事業の特性及び重要性に鑑み、着実な履行を促す観点からかかる金額としております。
339	特定事業契約書(案)	表紙次頁	5	-	本施設と運営権設定対象施設等	本事業での運営権設定対象施設及び第69条における指定管理者の管理業務範囲は、消防学校エリア・防災公園エリア・神明公園エリア内の敷地及び施設全てが該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
340	特定事業契約書(案)別紙4別添2 第三者機関設置要綱(案)	20	15	第12条	機関の運営経費	「機関の運営経費は、事業者と県が折半して負担する。」とあります。事業収支を検討するにあたり、どの程度の機関の運営経費を見込んでおくべきか事業者側では現状判断できません。貴県で想定される機関の運営経費の目安等をご教示願います。	運営経費の想定額は明らかにしません。
341	特定事業契約書(案)別紙4別添1 協議会設置要綱(案)	5	34	第7条第3項	第三機関への付託	「事業契約書第29条、第48条、第49条、第54条、第96条ないし第99条に定める協議期間中に、当該協議に関して第三者機関への付託を議事とするときは、会員の全員が不同意としない限り、これを決するものとする。」とあります。例えば第29条第6項において協議の開始日から14日以内ならば、第三者機関への付託を議事できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
342	特定事業契約書(案)別紙4別添1 協議会設置要綱(案)	6	16	第10条第5項	ファシリテーター活動経費	「ファシリテーターの活動経費は、事業者と県が折半して負担する。」とあります。事業収支を検討するにあたり、どの程度のファシリテーターの活動経費を見込んでおくべきか事業者側では現状判断できません。貴県で想定されるファシリテーターの活動経費の目安等をご教示願います。	活動経費の想定額は明らかにしません。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業 入札説明書等に対する質問

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
343	特定事業契約書(案)別紙7	1	14	2	特定事業契約締結時点	改定の基準日が「特定事業契約締結時点」となっていますが、第50条でお願いさせて頂いている内容と同様に基準日は2023年4月でお願いできますでしょうか。昨今の物価変動は激しく、事業者の収支へ大きな影響がございます。	原案のとおりとします。
344	特定事業契約書(案)別紙7	1	32	2	改定式	計算式分母の改定基準日が「特定事業契約締結時点」となっていますが、2023年4月でお願いできますでしょうか。昨今の物価変動は激しく、事業者の収支へ大きな影響がございます。	原案のとおりとします。
345	特定事業契約書(案)別紙7	1	-	2	直近12か月の指数	改定率の計算式において、「直近12か月の指数」とは直近12か月の各月の数値の単純合計値という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
346	特定事業契約書(案)別紙7	4	4	4	食材費の改定	4月に喫食者からの徴収する1食当たりの販売価格の見直しを決定した場合、見直し価格は、協議終了後の翌月から適用されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
347	特定事業契約書(案)別紙7	4	15	4	食材費の改定	3段落目「見直しをする際の指標は、……これを拒まない。」までの間で、左括弧“(”と右括弧”)”の数合いません(右括弧が少ない)。括弧を追加した修正文を提示願います。	ご指摘のとおり、修正します。
348	特定事業契約書(案)別紙7	4	15	4	食材費の改定	他の費用と区別し、食材費だけは直接的に物価変動の対象として認めず、代わりに1食辺りの販売価格を変動の対象としている意図は何でしょうか。	食費は、食材費と人件費によるものと考え1食あたりの販売価格を変動の対象としたほうが合理的と考えたためです。なお、食材費の変動を販売価格に転嫁することは妨げません。
349	特定事業契約書(案)別紙7	4	15	4	食材費の改定	相手方に協議を求めることができる変動幅について、県費用負担額(運営・維持管理業務)の改定では「1,000分の15を超える変動があった場合」と記載がありますが、一方、食材費の改定では「1,000分の30を超える変動があった場合」とその変動幅が2倍の差があります。その違いの事由を教示願います。また、昨今の食材費の変動を踏まえて、食材費の改定においても「1,000分の15を超える変動」に変更することをご検討願います。	348番の回答をご参照ください。
350	その他	-	-	-	洪水・浸水対策	貴県の造成計画の実施で、盛土、新たに設置する調整池・擁壁・防災小堤の設置により計画地の洪水・浸水対策は十分であり、事業者が新たな洪水・浸水対策を実施する必要はないことをご確認願います。	提供した図面は参考図面であり、現在の県の考え方を示したものです。なお、詳細については個別対話時に質問回答をいたします。
351	共通	-	-	-	資料間の相互関係	「施設計画図、調整池、道路の図面等」、「VORTAC報告書」のおのの地盤レベル・基準レベルとの相互関係をご教示願います。	提供した図面は参考図面であり、現在の県の考え方を示したものです。なお、詳細については個別対話時に質問回答をいたします。

注)当防災拠点における新聞報道等について

先日新聞報道等において防災拠点の活用案がまとまった旨の記事が掲載され、防災公園内での具体的なスポーツ等が示されていましたが、当該報道の内容は、県民向けに、防災拠点の平常運用時、拠点運用時の運用イメージを持っていただくため、一例として考えるスポーツなどを例示列挙しまとめたものです。今回の提案にあたり、県で例示した活用案に縛られるものではありません。